

現場での安全衛生対策等について

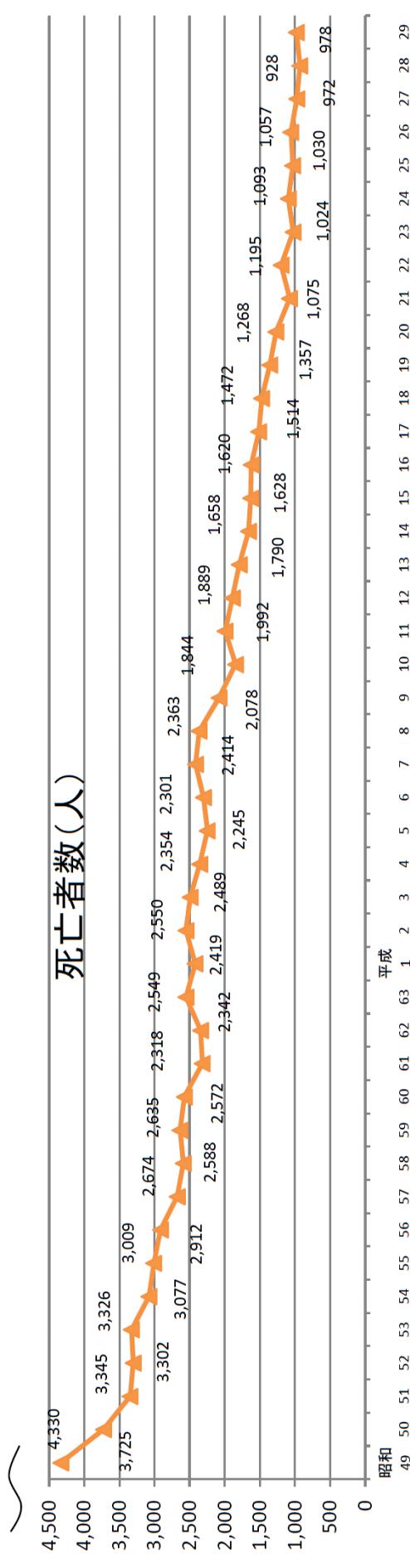
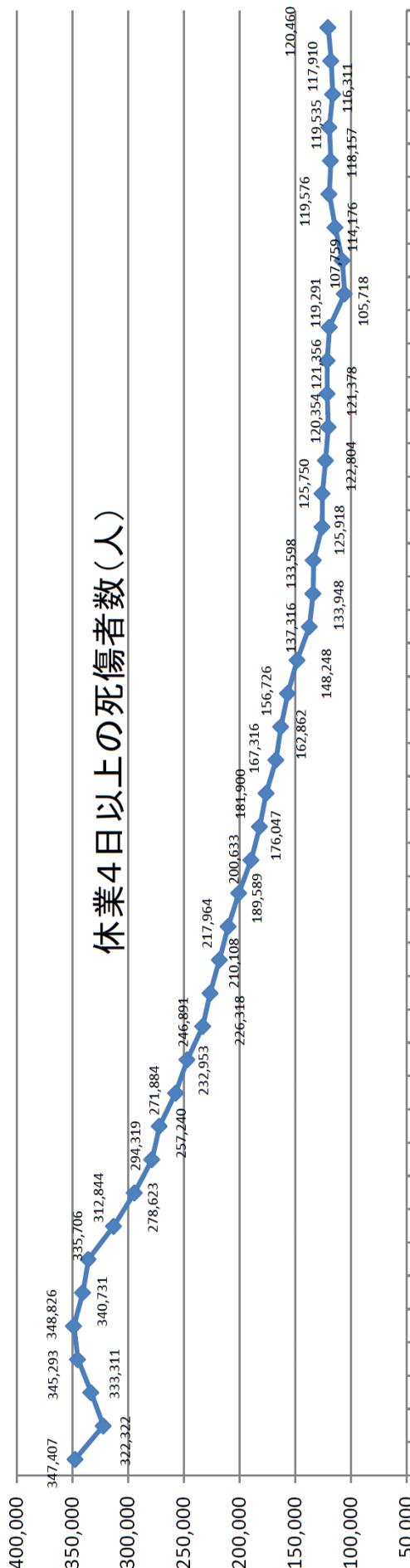
青梅労働基準監督署 安全衛生課

目次

- | | | | |
|--|----|--|----|
| ○ 労働災害発生状況等 [全国] . . . | 2 | ○ より安全な足場 . . . | 34 |
| ○ 労働災害発生状況等 [東京] . . . | 7 | ○ 職長及び安全衛生責任者の能力向上教育
に準じた教育を実施しましょう . . . | 38 |
| ○ 労働災害発生状況等 [青梅] . . . | 12 | ○ 新規入場者教育を実施しましょう . | 39 |
| ○ 労働災害に伴う企業責任 . . . | 14 | ○ 化学物質のリスクアセスメント . . . | 40 |
| ○ 建設現場において誰が労働災害
防止対策を行う義務があるのか . . . | 24 | ○ 一酸化炭素中毒の防止について . . . | 41 |
| ○ 安全帯が変わります ! . . . | 28 | ○ 建設業を営む事業者の皆様へ . . . | 42 |
| ○ より安全な足場 . . . | 34 | ○ 建設工事に従事する
一人親方の皆様へ . . . | 45 |

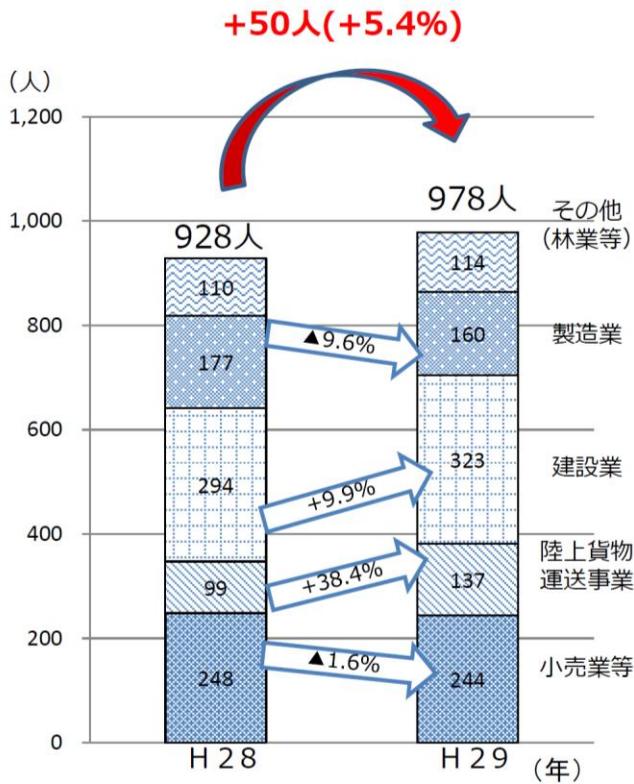
労働災害発生状況の推移

- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、3年ぶりに増加した。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、2年連続で増加した。



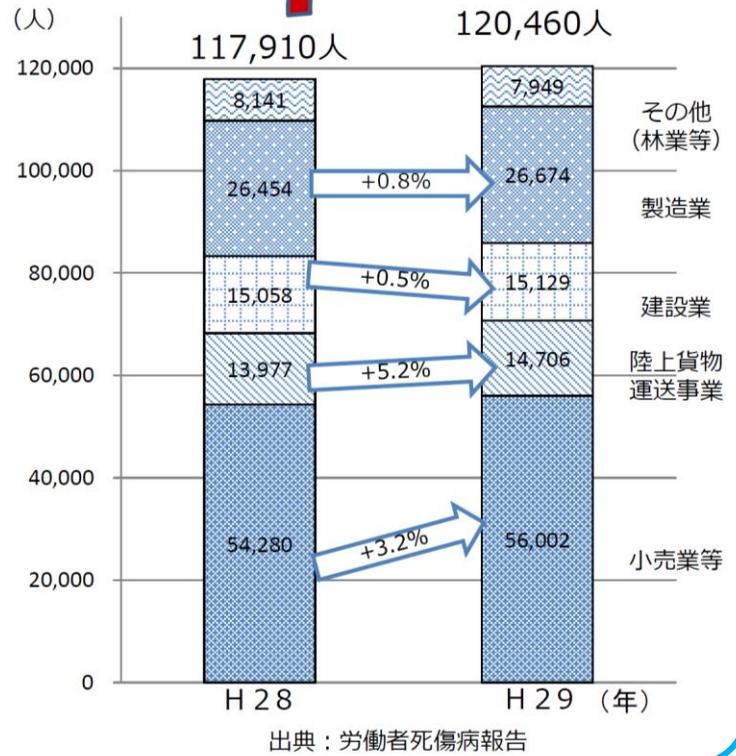
労働災害発生状況 (H29) [全国]

死亡災害



休業4日以上之死傷災害

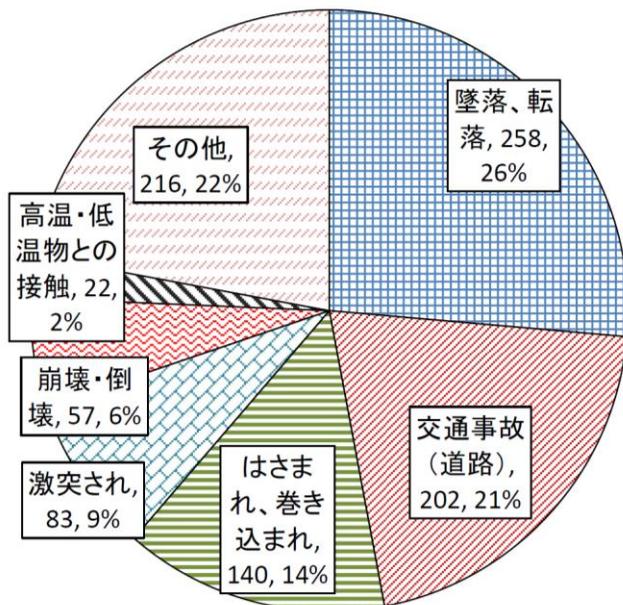
+2,550人(+2.2%)



事故の型別労働災害発生状況 (H29) [全国]

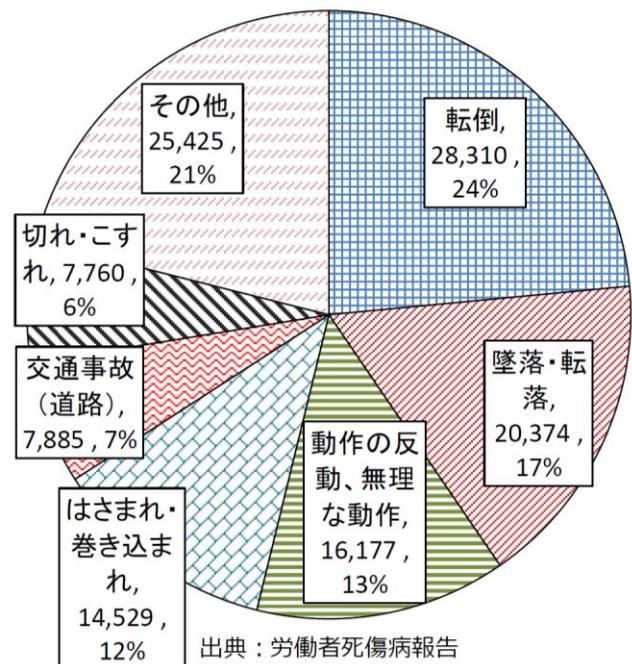
死亡災害

978人、前年同期比+5.4%



休業4日以上之死傷災害

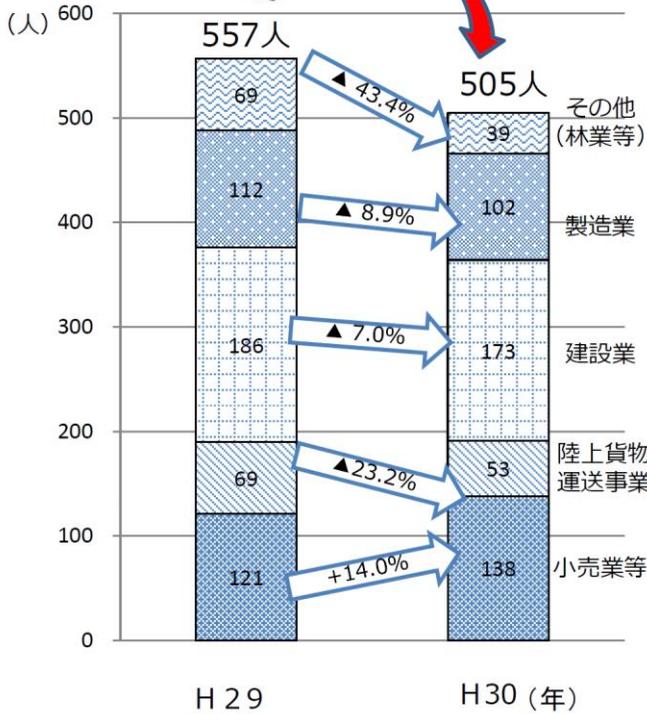
120,460人、前年同期比+2.2%



平成30年 労働災害発生状況 (9月速報値)

死亡災害

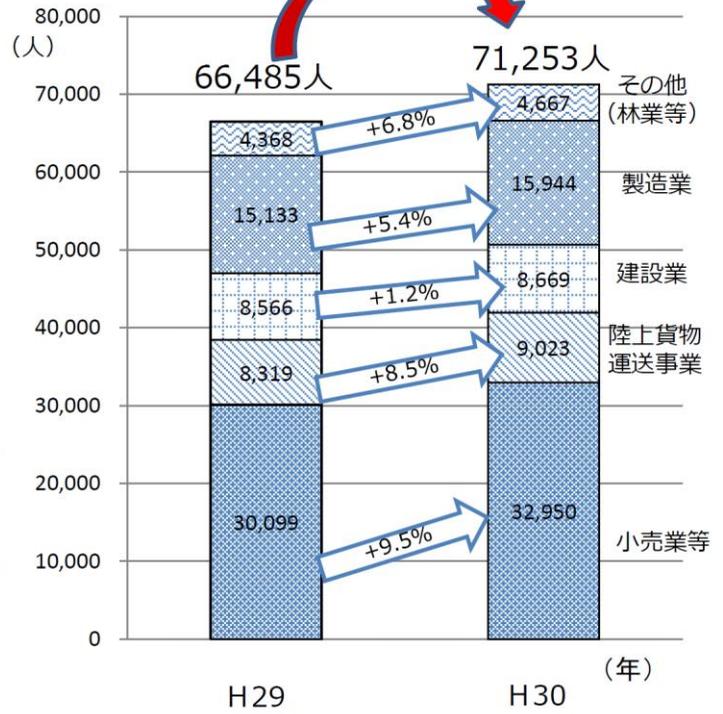
▲52人(▲ 9.3%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

+4,768人(+7.2%)

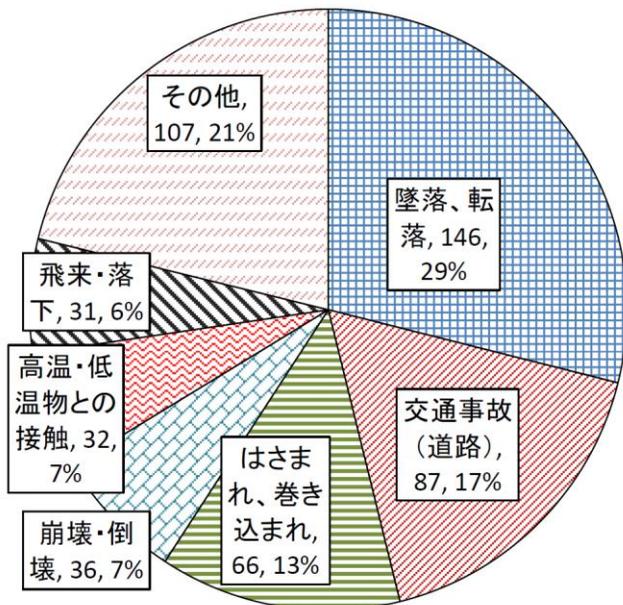


出典：労働者死傷病報告

平成30年事故の型別労働災害発生状況(平成30年9月速報値)

死亡災害

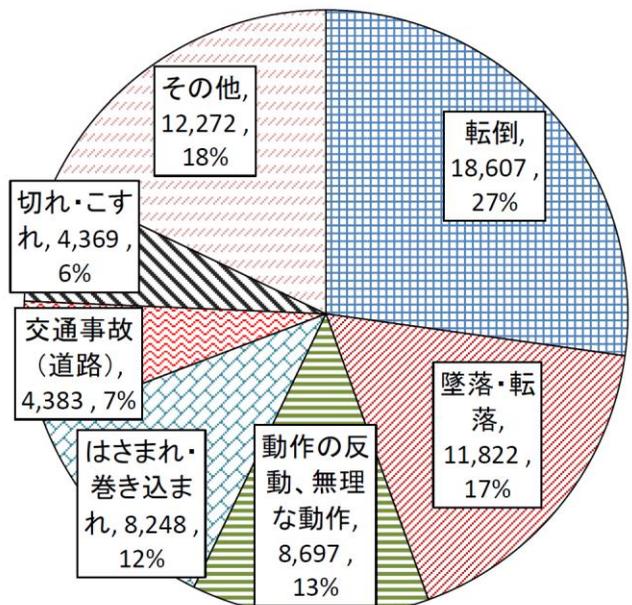
505人、前年同期比▲9.3%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

71,253人、前年同期比+7.2%

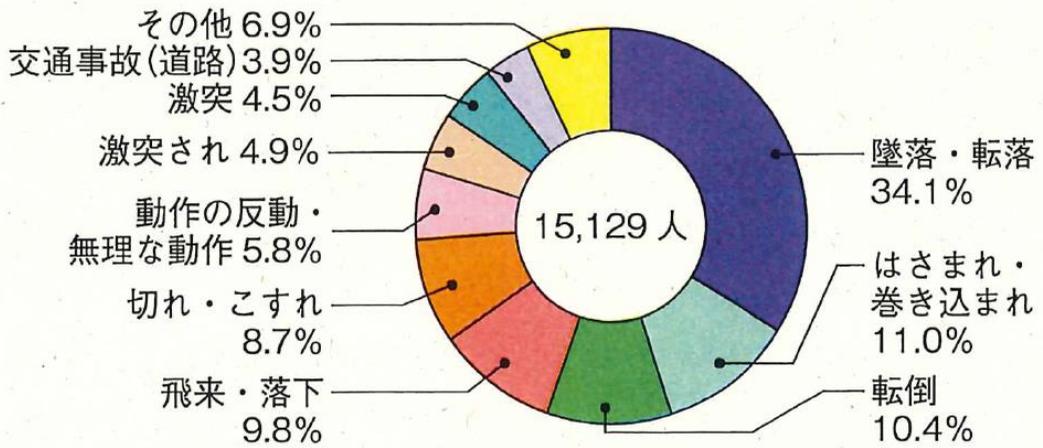


出典：労働者死傷病報告

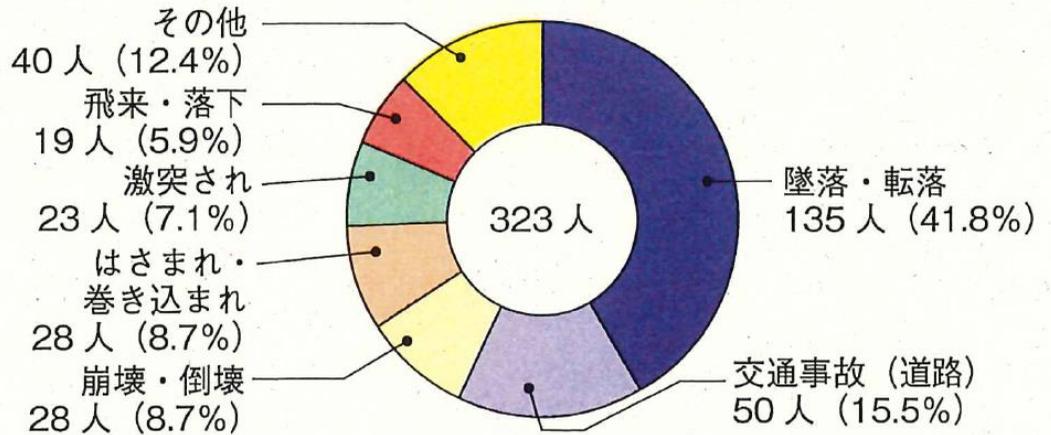
建設業の事故の型別・起因物別労働災害発生状況 [全国]

建設業

平成29年死傷者数

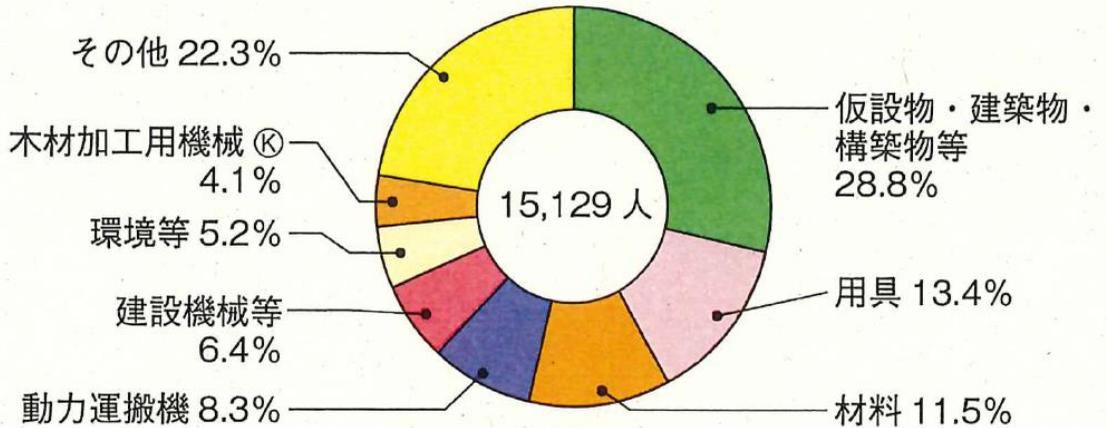


平成29年死亡者数

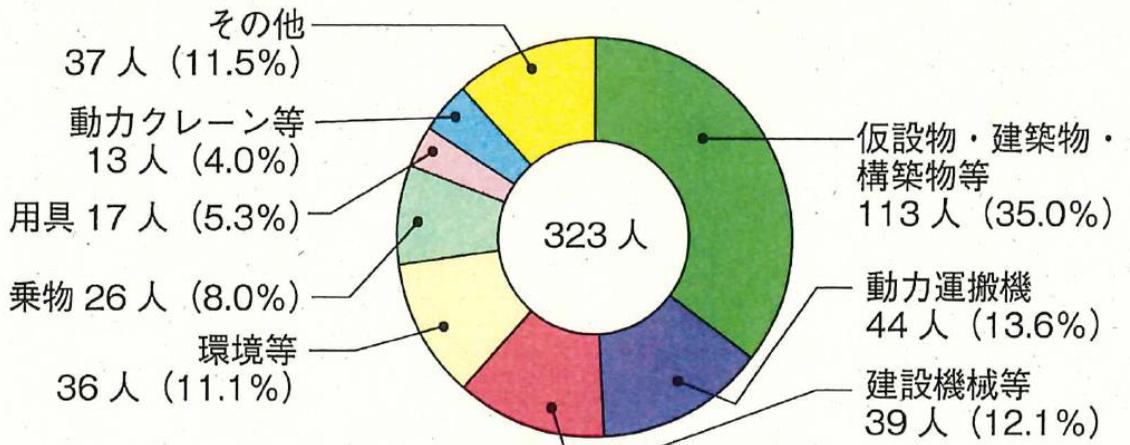


建設業

平成29年死傷者数



平成29年死亡者数



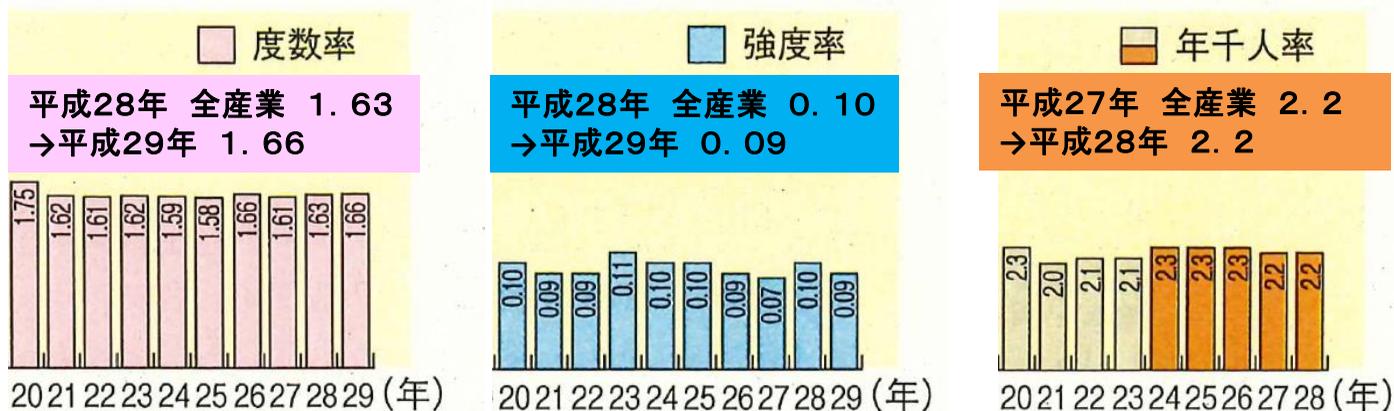
(資料出所：死傷者数は労働者死傷病報告，死亡者数は厚生労働省安全課調べ)

業種別、度数率、強度率、死傷年千人率 [全国]

業種別、死傷年千人率の推移[全国]

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
林業	26.8	26.3	29.5	29.9	30.0	28.6	27.7	31.6	28.7	26.9	27.0	31.2
鉱業	18.8	16.9	16.3	14.0	14.2	13.9	13.9	9.9	12.0	8.1	7.0	9.2
陸上貨物 運送事業	8.4	8.3	8.2	7.9	6.4	7.0	7.1	8.4	8.3	8.4	8.2	8.2
建設業	5.8	5.7	5.6	5.3	4.9	4.9	5.2	5.0	5.0	5.0	4.6	4.5
製造業	3.3	3.2	3.2	3.0	2.5	2.6	2.7	3.0	2.8	2.9	2.8	2.7

全産業における度数率、強度率、死傷年千人率[全国]

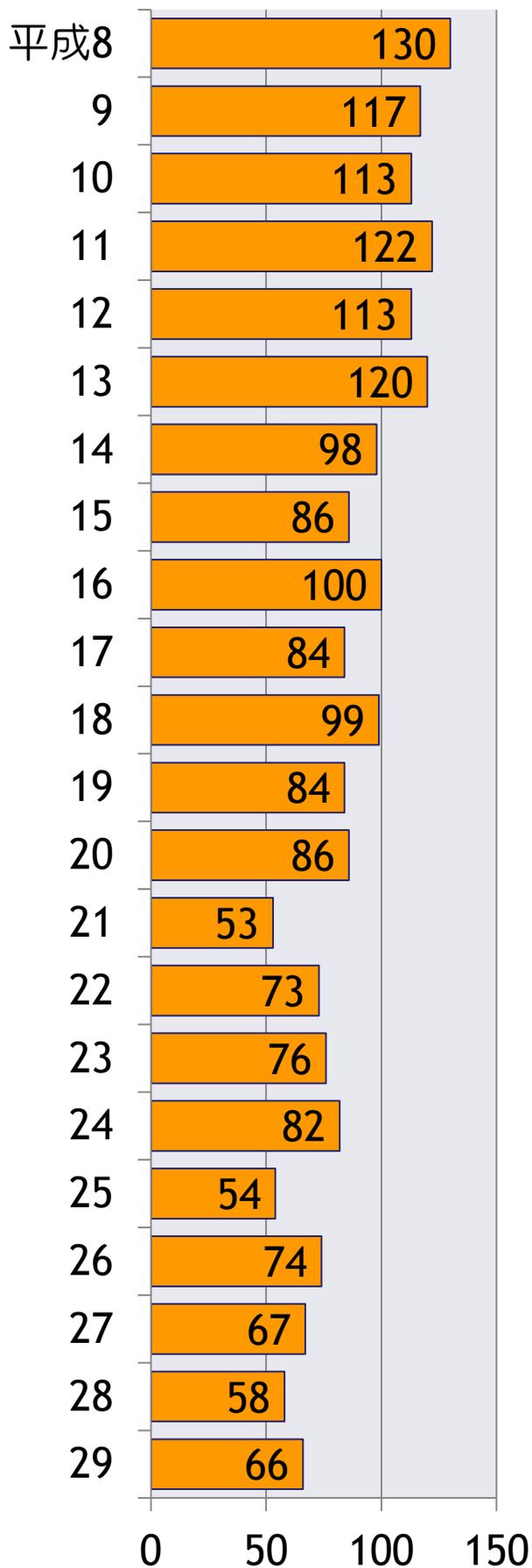


産業別災害率(度数率、強度率)[全国]

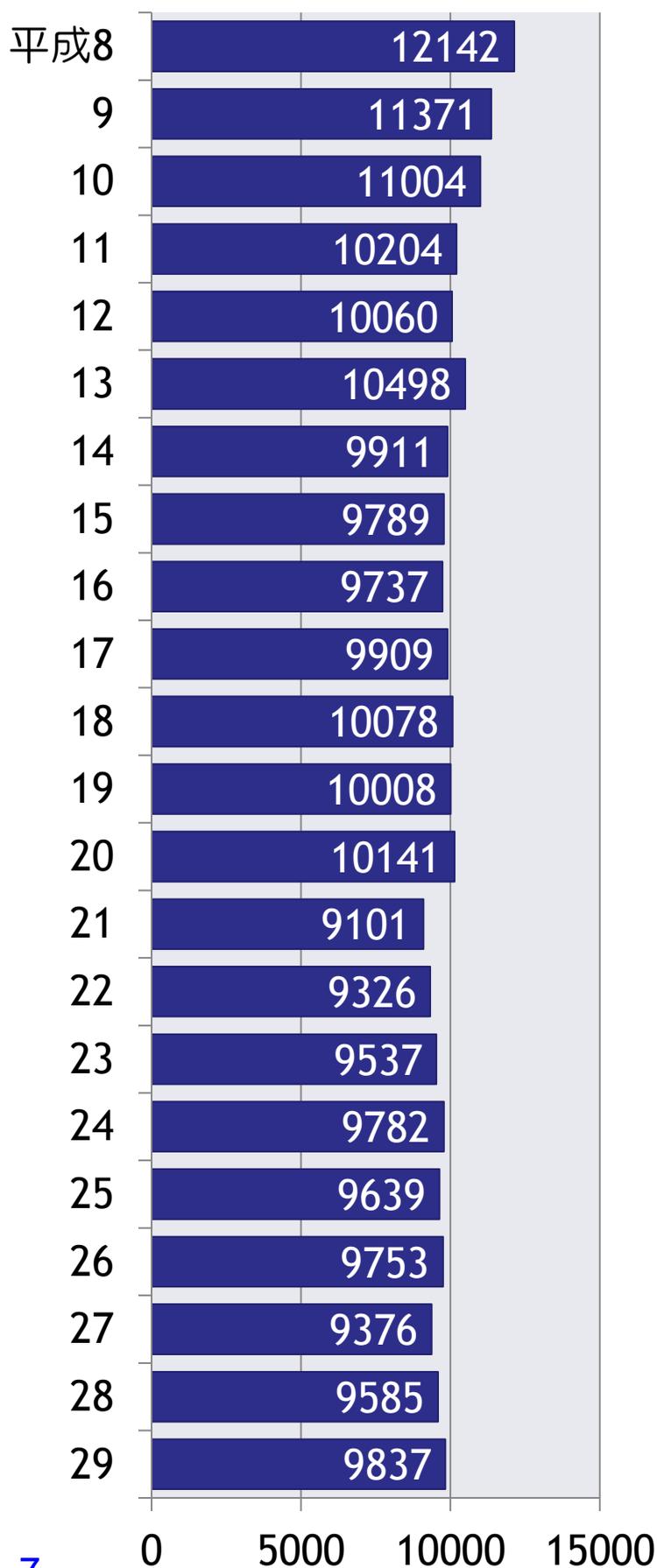
区 分 業 種 別	平成 28 年			平成 29 年		
	度 数 率		強 度 率	度 数 率		強 度 率
	死傷 合計	死亡		死傷 合計	死亡	
調査産業計 (総合工事業を除く)	1.63	0.00	0.10	1.66	0.00	0.09
農 業, 林 業	4.31	0	0.13	5.38	0	0.08
農 業	3.85	0	0.09	4.57	0	0.07
林 業	12.41	0	0.78	49.19	0	0.65
建設業 (総合工事業)	0.64	0.01	0.11	0.81	0.02	0.18
土 木 工 事 業	1.14	0.02	0.24	1.19	0.05	0.40
建 築 事 業	0.57	0.01	0.09	0.74	0.02	0.14
建 設 業	0.75	0.01	0.17	0.92	0.01	0.14
職 別 工 事 業	2.31	0	0.05	2.91	0	0.09
設 備 工 事 業	0.56	0.01	0.19	0.68	0.02	0.14
電気工事業, 電気通信・信号 装置工事業	0.54	0	0.03	0.71	0.02	0.15

全産業における死傷者数の推移 [東京]

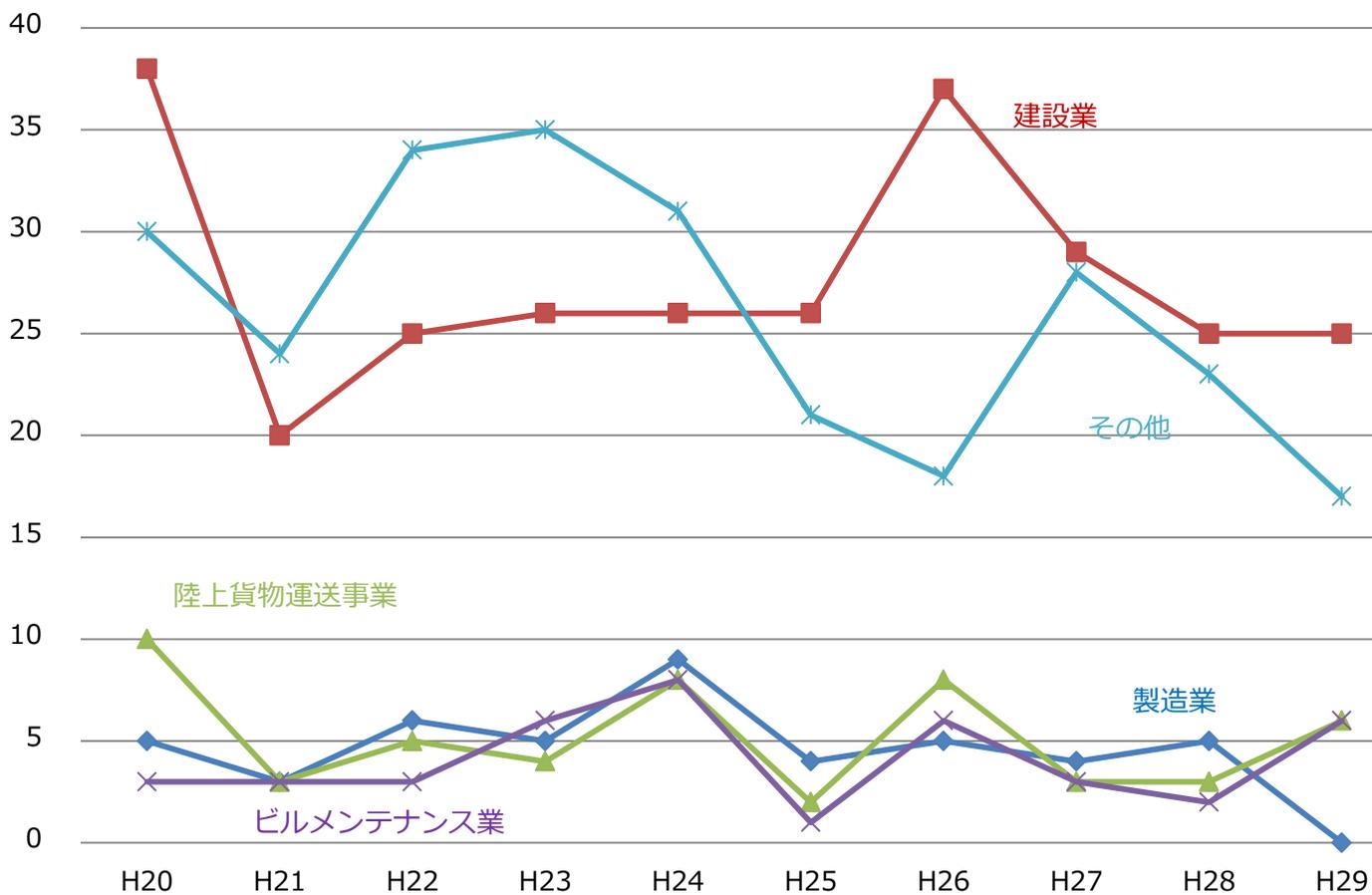
死亡



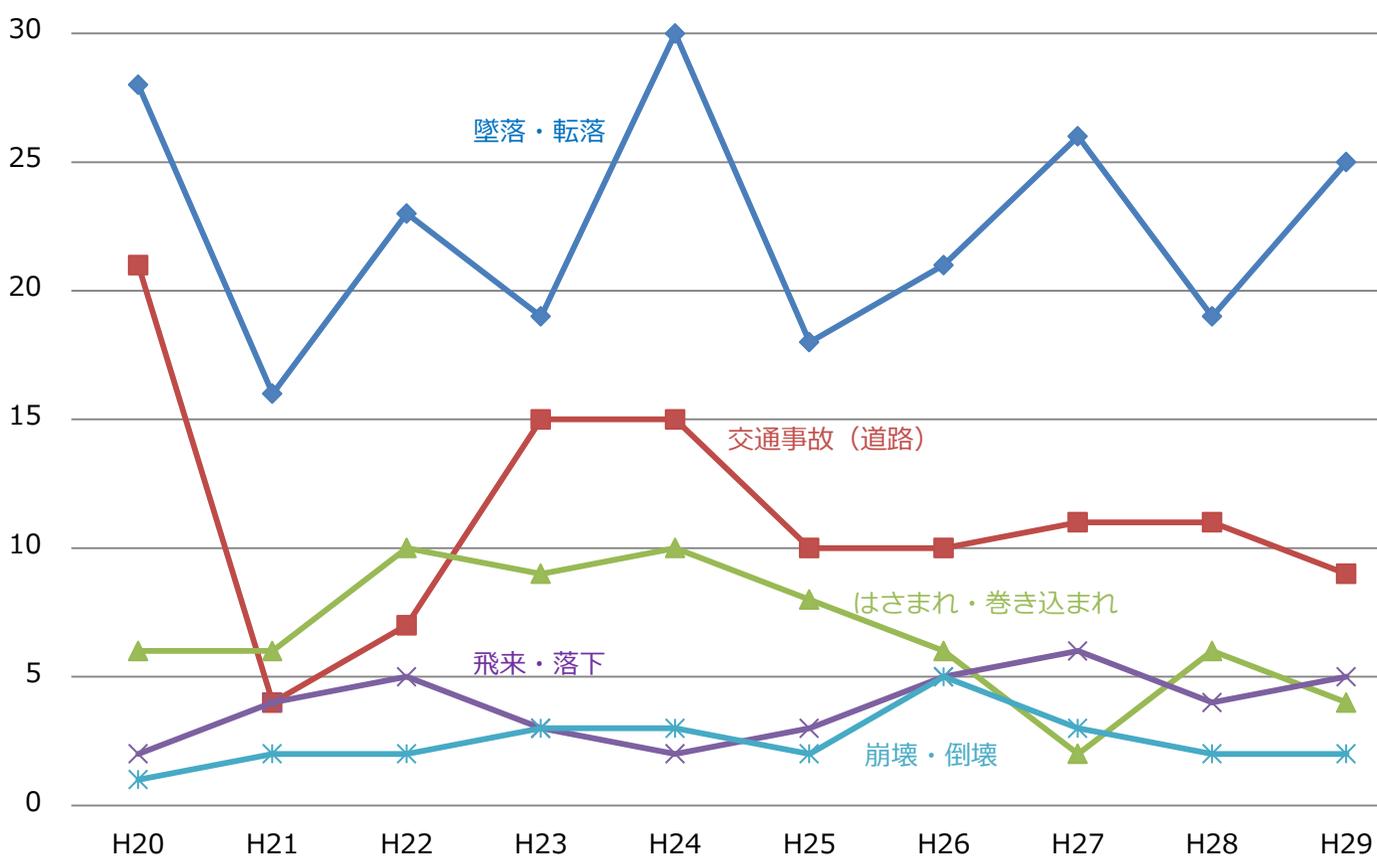
死傷 (死亡+休業4日以上)



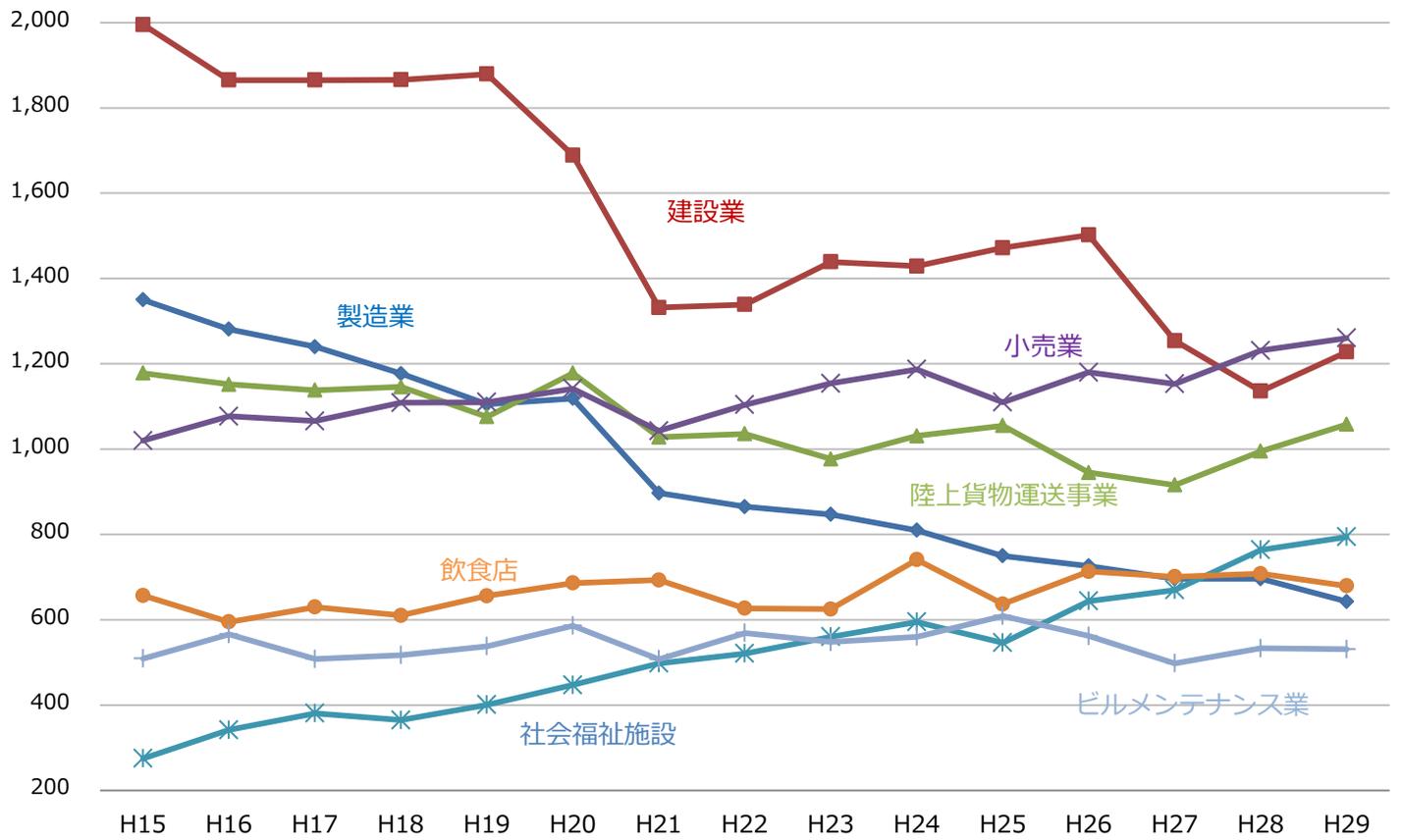
業種別・死亡災害発生状況の推移（H20-H29） [東京]



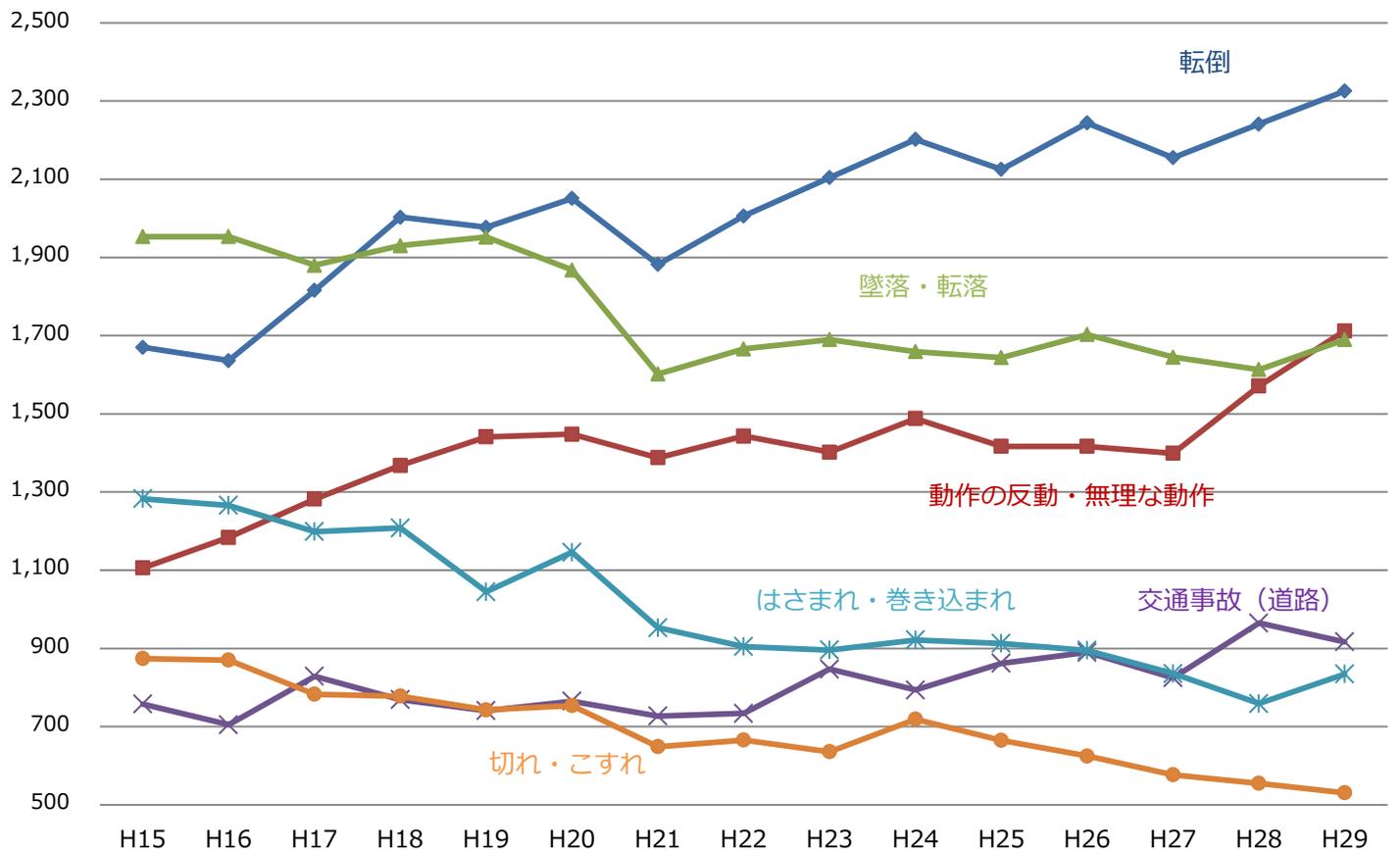
事故の型別・死亡災害発生状況の推移(H20-H29) [東京]



業種別・死傷災害発生状況の推移（H15-H29） [東京]



事故の型別・死傷災害発生状況(H15-H29) [東京]



全産業における死亡者数 (H29) [東京]

平成 29 年死亡災害発生状況 (確定値)

東京労働局 労働基準部 安全課

その 2 事故の型別・業種別

事故の型別	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	水道・下水道建築工事	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	事故の型計
墜落、転落	1	13	2	10	3	1	1	1	3	2	1	1	1	1	6	4	1	1	1	28	
転倒		15	2	8	3	5	1		1	1										19	
激突																				2	
飛来、落下		3	1	2			1	1	1											5	
崩壊、倒壊	2	2	1	1		1														4	
1		2		1					1											2	
激突され	1	1	1	1																2	
はさまれ、巻き込まれ	1	3	2	2	1	1	1	1								2				4	
1	2								1											6	
切れ、こすれ																					
踏み抜き																					
おぼれ		1	1									1								1	
高温・低温																1				2	
の物との接触																					
有害物との接触		1	1	1																1	
感電		2	1	1																2	
爆発																					
破裂																					
火災																					
交通事故(道路)		2	1	1		1	3	3	1	1	1	1			1	2		2		9	
2	1					5	2	1	1	1	1	1			1	1				11	
交通事故(その他)							3													3	
動作の反動、無理な動作																					
その他		2	1			1	1	1	3	2	1	1	1				4			11	
1						1	1									7				8	
分類不能																					
業種計	5	28	5	18	3	1	10	7	1	7	2	1	2	2	4	2	6	10	1	66	
1	25	6	13	3	16	3	7	3	1	3	2	1	2	4	7	2	11	3	2	58	

(注) 上段は、平成29年確定値
下段は、前年確定値

全産業における死傷者数 (H29) [東京]

平成29年死傷災害発生状況 (確定値)

東京労働局 労働基準部 安全課

その2 事故の型別・業種別

事故の型別	業種別																増減率 (%)					
	製造業	建設業	土木事業業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ヒルメン業		その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	事故の型計
墜落、転落	68	405	44	301	37	60	312	270	31	244	202	51	81	52	181	139	261	25	26	33	1667	3.3
	91	399	42	296	38	61	274	237	22	247	203	79	81	44	155	121	241	17	23	24	1613	
転倒	107	149	28	95	12	26	217	116	21	501	446	320	216	165	293	241	523	61	105	2	2349	4.8
	124	111	18	73	14	20	220	126	18	444	397	224	157	157	276	241	524	51	105	7	2241	
激突	28	53	6	39	2	8	94	66	11	80	69	40	42	31	37	24	86	4	7	2	473	-1.3
	41	37	5	28	6	4	110	66	4	79	72	48	47	34	33	23	79	3	12	1	479	
飛来、落下	36	115	27	74	6	14	58	52	11	71	63	11	43	25	24	13	47	2	5	4	420	1.9
	46	107	21	79	10	7	63	57	15	62	55	10	47	28	25	9	31	2	9	6	412	
崩壊、倒壊	13	52	14	31	3	7	32	32	4	38	34	9	11	4	6	3	30	1	6	1	187	3.9
	17	45	7	37	2	1	32	29	6	33	30	9	10	7	6	4	21	2	2	1	180	
激突され	20	51	21	25	4	5	61	35	15	38	29	19	9	5	11	5	46	2	8	3	273	-0.7
	17	61	17	36	4	8	45	31	4	47	40	23	20	5	20	12	37	1	10	1	275	
はさまれ、巻き込まれ	188	161	43	88	8	30	119	87	19	120	107	29	42	30	67	30	88	2	14	6	839	10.5
	182	128	25	85	10	18	126	104	15	97	84	25	37	22	59	25	81	2	14	9	759	
切れ、ごすれ	63	107	15	81	15	11	18	9	2	114	108	17	144	128	24	12	30	4	4	8	527	-5.0
	64	105	12	82	14	11	15	12	1	119	117	18	173	156	21	12	25	2	2	14	555	
踏み抜き	2	7	1	5	2	1	1	1	1	3	3	2	2	2	4	1	1	1	1	1	17	0.0
	7	2	2	4	1	1	2	2	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	
おぼれ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-50.0
高温・低温の物との接触	16	18	3	14	3	1	20	10	1	28	28	12	129	122	7	4	21	8	8	2	254	0.4
	19	18	5	10	3	3	10	6	1	35	31	5	148	143	4	3	13	5	5	253		
有害物等との接触	4	6	5	5	1	1	15	1	1	4	4	1	6	6	2	2	3	1	1	2	43	59.3
	3	6	1	5	1	1	4	1	3	2	2	4	4	4	7	5	2	2	1	2	27	
感電	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2	2	1	1	8	33.3
	4	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	
爆発	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	-50.0
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
破裂	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	100.0
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
火災	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	-50.0
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
交通事故(道路)	5	33	14	12	1	7	392	59	2	129	114	74	33	29	21	7	200	33	29	8	889	-7.9
	11	38	8	20	10	10	460	59	2	131	121	92	26	24	12	7	191	28	30	2	965	
交通事故(その他)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	-27.3
	4	2	2	2	2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
動作の反動	83	77	13	53	7	11	318	174	28	278	237	373	106	69	113	64	302	15	54	2	1680	6.9
	72	65	12	42	6	11	314	166	21	287	253	332	104	70	106	67	261	20	41	9	1571	
無理な動作	2	7	5	5	1	2	39	5	2	13	11	44	8	8	6	3	39	4	8	1	161	-13.4
	8	3	1	1	1	2	39	4	1	14	12	70	13	7	3	3	35	6	6	186		
分類不能	1	1	1	1	1	1	6	1	1	4	4	6	3	3	1	1	11	2	3	20	33	65.0
	1	1	1	1	1	1	7	1	1	1	1	2	3	3	1	1	5	2	2	33		
業種計	639	1245	229	832	94	184	1705	917	148	1668	1462	1001	876	678	799	549	1690	145	278	66	9837	2.6
	606	1136	180	799	105	157	1726	901	112	1611	1428	1007	941	708	730	533	1552	125	262	74	9585	
増減率(%)	-8.2	9.6	27.2	4.1	-10.5	17.2	-1.2	1.8	32.1	3.5	2.4	-0.6	-6.9	-4.2	9.5	3.0	8.9	16.0	6.1	-10.8	2.6	

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

(注1) 上段は平成29年確定値
下段は前年確定値

全産業における死傷者数 (H29) [青梅署]

H29青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
342 329 316 303 290

青梅署12次防目標値→

死亡 災害発生状況(確定値)	現在 1 件
前年同期	6 件

死亡 災害発生状況(確定値)	現在 1 件
前年同期	6 件

青梅署12次防(5年目)目標値	
死傷(4日以上) (前年比)	290 (-12.65%)
死亡	0 件以内

達成率(死傷)
(確定値) **316件/290件 超過 (9%)**

達成率(死亡)
(確定値) **1件/0件 超過 (100%)**

増減率(%)	増減率(%)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別目標及び実績 (5年目)実績(月別)→	35	59	88	122	146	169	203	225	243	277	301	316
前年実績(月別速報値)→	34	69	91	117	141	171	200	230	260	282	309	332
署12次防(5年目)目標値(月別)→	25	49	74	98	123	147	172	196	221	245	270	290

平成29年 死傷災害発生状況 (確定値)

署別・業種別	増減率(%)												増減率(%)				合計			
	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業		その他の三次産業	* 金融業	* 警備業
青梅	59	35	17	15	3	46	42	2	51	47	49	22	15	12	1	30	4	4	10	316
増減率(%)	65	48	19	28	4	42	34	5	52	46	41	24	9	8	4	36	4	4	11	332
全業種中の割合	-9.2	-27.1	-10.5	-46.4	-25.0	9.5	23.5	-60.0	-1.9	2.2	19.5	-8.3	66.7	50.0	-75.0	-16.7	400.0	0.0	-9.1	-4.8
	18.7%	11.1%	5.4%	4.7%	0.9%	14.6%	13.3%	0.6%	16.1%	14.9%	15.5%	7.0%	4.7%	3.8%	0.3%	9.5%	1.3%	1.3%	3.2%	100.0%

(注1) 上段は本年12月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

平成29年 死亡災害発生状況 (確定値)

署別・業種別	増減率(%)												増減率(%)				合計			
	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業		その他の三次産業	* 金融業	* 警備業
青梅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
全業種中の割合	-	-	-	-	-	100%	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%

(注) 上段は本年12月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

1 署別・業種別

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

青梅労働基準監督署

全産業における死傷者数 (H30) [青梅署]

H30青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
311 305 300 295 290

青梅署13次防目標値→

死傷 災害発生状況(7月31日現在)	現在 168 件
前年同期	160 件

死亡 災害発生状況(7月31日現在)	現在 0 件
前年同期	0 件

青梅署12次防(1年目)目標値	311 件以内
死傷(4日以上) (前年比)	311 (-1.58%)
死亡	0 件以内

達成率(死傷)
(速報値) 7月度
168件/179件 (-6.1%) 目標内

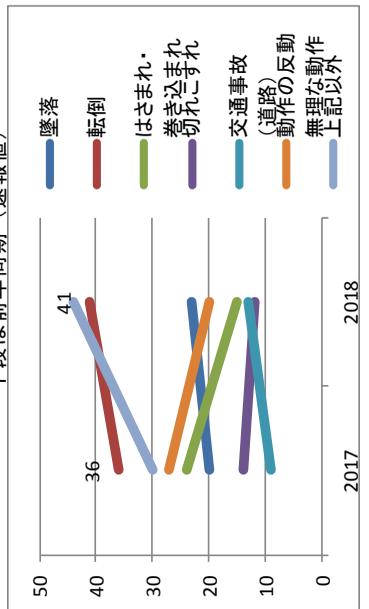
達成率(死亡)
(速報値) 0件/0件 (0%) 目標内

月別目標及び実績 (1年目)実績(月別)→ 前年実績(月別)速報値)→ 署13次防(1年目)目標値(月別)→	増減率(%)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
40	68	99	124	145	160	168						
35	59	88	122	146	169	203	225	243	277	301	316	
26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	311	

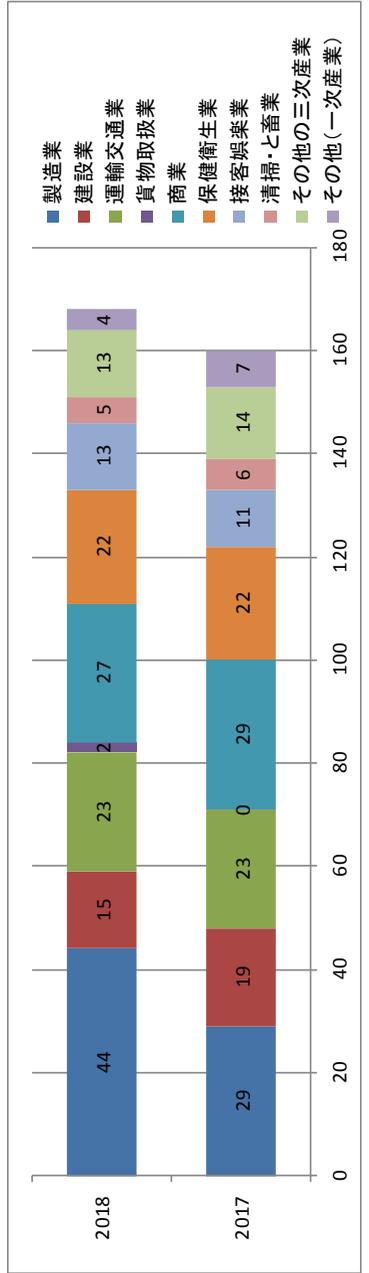
平成30年 死傷災害発生状況 (平成30年7月末日現在)

この1 署別・業種別	青梅労働基準監督署																			
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建設工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)
青梅	44	15	1	12	3	2	23	20	2	27	22	22	13	11	5	10	1	2	4	168
増減率(%)	27	19	11	5	1	3	23	20	29	-6.9	-21.4	0.0	18.2	6	-16.7	9	-100.0	7		160
全業種中の割合	63.0	-21.1	-90.9	140.0	200.0	-33.3	0.0	0.0	200.0	-6.9	-21.4	0.0	18.2	83.3	-16.7	-	11.1	-100.0	-42.9	5.0
	26.2%	8.9%	0.6%	7.1%	1.8%	1.2%	13.7%	11.9%	1.2%	16.1%	13.1%	7.7%	6.5%	3.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	2.4%	100.0%

(注1) 上段は本年7月末日現在(速報値)
下段は前年同期(速報値)



(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上以上の災害。



建設業 事故の型別・死傷災害発生状況(H25-H29) [青梅]

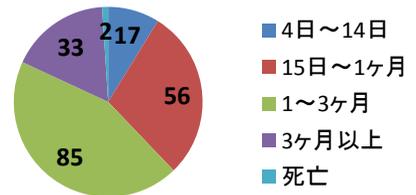
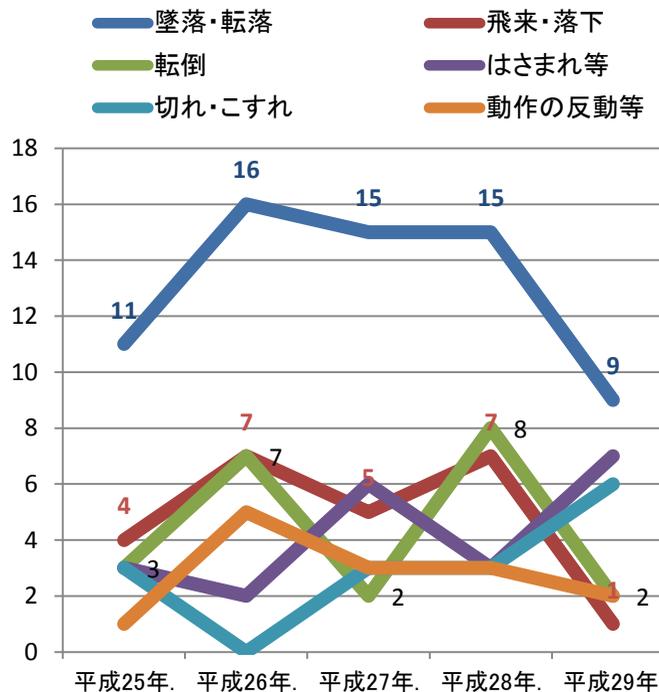
建設業の12次防期間中の全産業に占める労働災害発生件数の割合は12.2% (193人)である。

平成29年は平成24年に比べ、大幅に減少した。

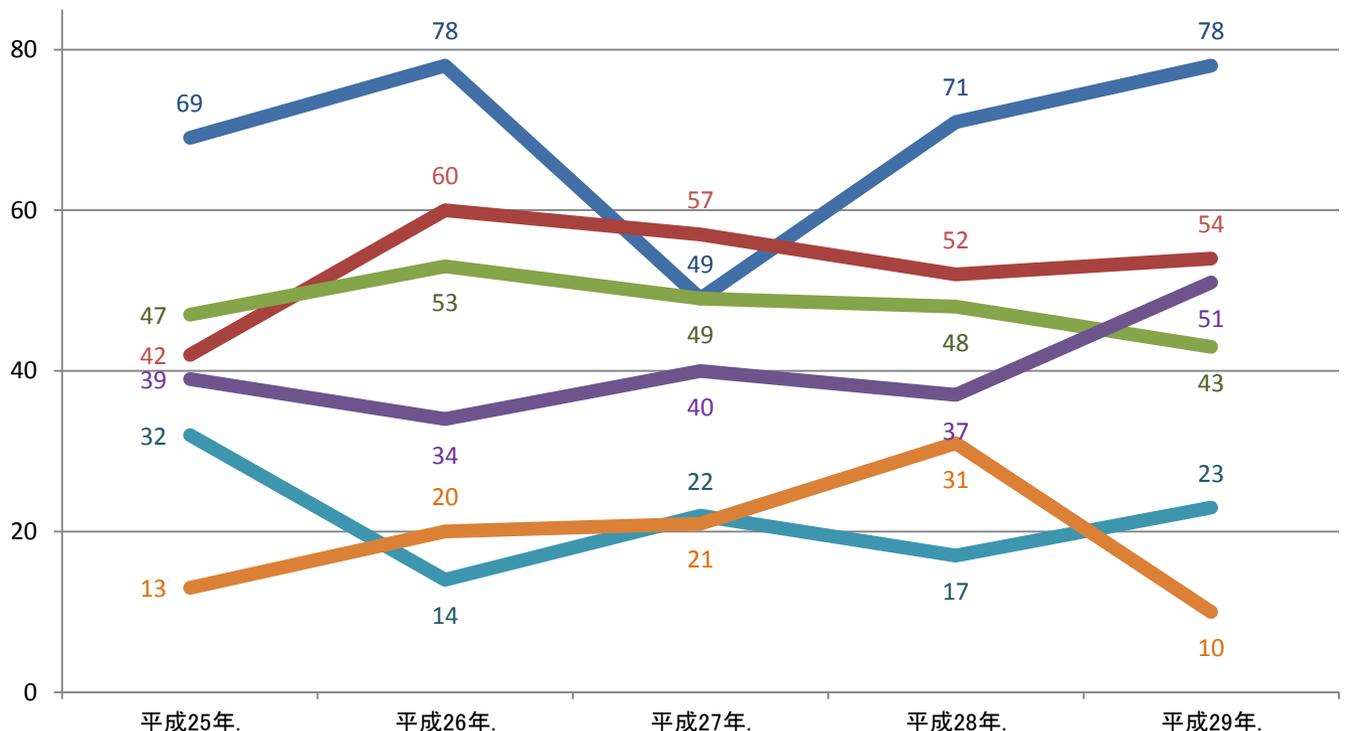
事故の型別の労働災害発生状況では、足場等の仮設物や建築物、構築物等において発生することの多い「墜落・転落」災害が最も多く発生しており、66人、建設業に占める割合が34.2%、(最終年9人、25.7%)、次いで「飛来落下」災害、24人(同12.4%)、「転倒」災害、22人(同11.4%)である。

工事種別ごとの発生状況では、建築工事業が98人(50.8%)、土木工事73人(同37.8%)、その他22人(同11.4%)である。

重篤な災害も多く発生しており、死亡災害+休業1か月以上の災害で建設業全体の6割以上を占める。



全産業 事故の型別・死傷災害発生状況(H25-H29) [青梅]

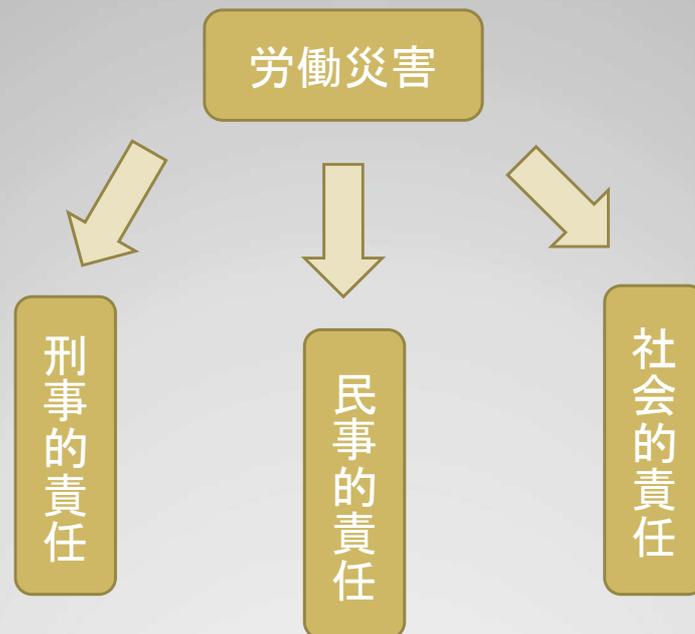


■ 転倒
 ■ 動作の反動等
 ■ 墜落・転落
 ■ はさまれ等
 ■ 切れ・こすれ
 ■ 飛来・落下

平成30年 建設業 死亡災害事例

No.	月日	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
1	1月	建築工 事業	とび工	はさまれ、巻 き込まれ 移動式クレー ン	RC造新築工事で、被災者が作業構台の端から地下階の 状況を確認していたところ、旋回した移動式クレーンと作業 構台の手すりの間に挟まれた。
			30歳代		
			1年以上5年 未満		
2	2月	建築工 事業	塗装工	墜落、転落 足場	被災者は、3階建の建物の外壁補修工事で、外部足場と 建物躯体に足を乗せて既存の外壁コーキング材の撤去作 業を行っていたところ、約2メートルの高さから墜落した。
			60歳代		
			30年以上		
3	3月	建築工 事業	土工	墜落、転落 開口部	オフィスビル新築工事現場で、内階段のコンクリート打設 作業を行っていた被災者が、4階開口部から約10メートル 下の地上まで墜落した。
			60歳代		
			30年以上		
4	6月	建築工 事業	とび工	墜落、転落 足場	被災者は、木造家屋新築工事に伴う先行足場の組立作業 において、最上段の手すりを取付けるため、その下の手す りに足を乗せて取り付け作業を行った後、当該箇所から墜 落した。
			20歳代		
			5年以上10 年未満		
5	6月	建築工 事業	解体工	飛来、落下 その他の仮 設物、建築物、 構築物等	被災者は、解体現場でのダクトの撤去作業を行っていたと ころ、当該ダクトが落下し、被災者の頭部に激突した。
			30歳代		
			1年以上5年 未満		
6	6月	その他の 建築工 事業	とび工	飛来、落下 フォークリフト	鉄骨部材(躯体梁となるH形鋼)を搬入したトラック荷台より フォークリフトで降ろす作業中、鉄骨部材が荷台から落下 し、この付近にいた被災者が当該鉄骨部材(約680kg)の 下敷きとなり、死亡した。鉄骨部材は全22本搬入され ており、うち21本は降ろし終え、残された1本が落下した。
			20歳代		
			5年以上10 年未満		
7	7月	建築設 備工事 業	設備機械工	墜落、転落 開口部	ビル新築工事における土止め用H鋼の上部切断作業にお いて、地上1階から地下1階に通じるドライエリアの地上の 開口部から約5メートル下の地下1階へ墜落した。
			70歳代		
			30年以上		
8	8月	建築工 事業	軽作業者	崩壊、倒壊 荷姿の物	被災者は、波止場にあるコンテナからトラックへ建築資材を 運ぶ作業中、資材が倒れ、挟まれた。
			70歳代		
			30年以上		

- 労働災害に伴う企業責任



- 刑事的責任

警察署

刑法第211条 業務上過失死傷罪

「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金に処する」

労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険《以下略》」

● 刑事的責任

労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反
「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）
による危険

《以下略》」

労働安全衛生法第117条 特定機械の製造許可違反ほか
－1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

労働安全衛生法第119条 事業者の講ずべき措置等に関する違反ほか
－6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

労働安全衛生法第120条 衛生管理者選任義務違反ほか
－50万円以下の罰金

労働安全衛生法第122条 両罰規定
「～行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、
各本条の罰金刑を科する。」

具体的な措置の内容は、労働安全衛生規則等に定められている。

● 刑事的責任

労働基準監督署

労働安全衛生法第26条 事業者の措置義務違反

「労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条(25条の2)第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を
守らなければならない。」

労働安全衛生法第120条 危険等防止措置義務違反ほか
－50万円以下の罰金

労働安全衛生法第122条 両罰規定

「～第120条の違反行為をしたときは～行為者を罰するほか、
その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。」

具体的な措置の内容は、労働安全衛生規則等に定められている。

● 労働基準監督署と警察署の相違点

- ① 労働安全衛生法上の措置義務違反は故意犯であるのに対し、業務上過失致死傷罪は過失犯であること
- ② 労働安全衛生法上の措置義務違反は死傷の結果の発生を必要としないが、業務上過失致死傷罪は死傷の結果が発生していることが必要であること



労働基準監督署の行政指導に従わず、措置義務違反を繰り返すなどの場合には、災害の発生を伴わなくても刑事責任を問われる場合がある

● 送検と検察官による事件処理

労働基準監督署・警察署

捜査を尽くした段階で検察官に送致

検察官

刑事事件として訴追するか否かを判断

- ・ 起 訴：犯罪を認定すべき証拠があり訴追が必要であると判断した場合には、裁判所に対し公訴を提起
- ・ 不起訴：事件が有罪とは認められない場合

(罪とならず 嫌疑なし 嫌疑不十分)

有罪とは認められても起訴するには及ばないと判断された場合

(起訴猶予)

- 起訴猶予処分するに際し検察官が考慮する事項

- (1) 被告人自身に関する事項

- ① 被告人の性格
- ② 被告人が普段から仕事熱心であること
- ③ 学歴、知識程度
- ④ 経歴
- ⑤ 前科前歴の有無

- (2) 犯罪自体に関する事項

- ① 犯罪の軽重
- ② 犯罪の情状

- (3) 犯罪後の情状

- ① 改心の有無
- ② 謝罪や被害回復の努力
- ③ 被害弁償、示談、被害感情等の状況

- 業務上過失致死傷罪と労働安全衛生法規違反

労働基準法や労働安全衛生法その他安全・衛生に関する規則は、これに違反したことが直接的に過失（結果の予見可能性がある）となるものではないが、実際の裁判ではこれらの違反があるときに予見可能性を否定した事例はほとんどない。

これら安全衛生法規の違反の有無は、結論に直ちに影響すると考えておくべき。

● 民事的責任

労災保険：

療養補償給付（治療費等）

休業補償給付（休業中の所得保障。休業補償給付は給付基礎日額の60%、特別支給金20%）

障害補償給付（後遺障害に対する所得損失補填）

● ◆ 労災保険と損害賠償請求

- 労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、使用者はその過失の有無を問わず、労働基準法上の災害補償責任を負うが、労災保険による給付が行われる場合は、補償の責を免れ、**同一の事由については支払われた価額の限度において民法による損害賠償の責をも免れる**（労基法第84条）。

慰謝料、療養に係る親族等の所得損失、休業補償にかかる差額などは、労災保険の給付対象とならない



民事損害賠償請求

● 賠償責任の根拠

(1) 債務不履行責任（民法第415条）～安全配慮義務

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行できなくなったときも、同様とする。

➡ **労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）**

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

(2) 不法行為責任（民法第709条）

故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

● 労働契約法とは

個別の労働関係紛争を解決するための労働契約に関する民事的なルールにつき体系的な成文法は存在せず、判例が蓄積されて形成された判例法理を当てはめて判断していた



平成20年3月1日 労働契約法の施行

労働契約に関する民事的なルールを一つの体系にまとめ、労働契約における権利義務関係を確定させる法的根拠を示す

● 安全配慮義務の範囲

1 労働安全衛生法を守っていれば安全配慮義務を尽くしたことになるか？

労働安全衛生法：労働災害防止の中でも最も重要なもののみ刑事罰を背景にその遵守を事業主に強制しているもの



安全配慮義務：「労働者の生命及び健康等を労働災害の危険から保護するよう配慮を尽くして労働させるべき義務」であって、労働安全衛生法で定める最低限の義務の周辺にあつて、労働災害発生の危険のあるものについて、事業主に防止義務を求めるもの。

2 安全教育をしない場合の過失相殺は？

労働災害における過失相殺で、労働者の過失割合が高いと評価されるのは、当該労働者がかなりの経験者であるとか、十分に危険性を認識しているといった場合である。

それでは、労働者に経験者になってもらい、危険性を認識してもらうためにはどうすればよいかと言えば、使用者において指導・教育を行うことになる。

また、命綱を着けずに作業を行い転落して死亡したという場合において、使用者が注意しようがしまいが、黙認しようがしまいが、原則として過失割合は同じかというところ、多くの裁判例においては、使用者が命綱を備え付けていたのか否か、命綱を着けて作業するよう注意していたのか否かと言ったことが指摘され、これらのことが過失割合に考慮されている。

3 使用者の黙認はどう評価されるのか？

安全教育をしても、教育した事項を労働者が守らず、不安全行動を取っているのを知りながら作業をさせた場合には、その不安全行動を「黙認」した、即ち教育したことを守らなくても良いと暗黙のうちに認めたと言うことになりかねない。

この意味において、「黙認」行為は、それまでの苦労を水の泡にする危険を包含するものであり、使用者においては特に注意すべき事項である。

- 安全配慮義務の徹底のためには

- (1) 安全衛生関係法令の遵守
- (2) 安全衛生教育の徹底と記録の保存
- (3) 作業指示の明確化と指示内容の記録
(作業手順書の作成と遵守)
- (4) リスクアセスメントの実施と記録の保存
- (5) その他

- 高額化する損害賠償請求

被災者

夫（35歳） 年収500万円

被災者家族

妻（35歳） 子供2人（8歳、6歳）

費目	金額	命の値段
逸失利益	$\text{年収}500\text{万円} \times (1 - \text{生活費控除}30\%) \times 15.803$ = 5,531万円	 8,281万円
葬祭費用	130～170万円	
慰謝料	2,000～3,000万円	

逸失利益5,531万円＋葬祭費用150万円＋慰謝料2,600万円＝8,281万円

被災者は一家の大黒柱。被災者の過失はないものとして算出。

訴訟提起されてしまった場合、さらに高額な弁護士費用の負担も発生します。

第1章

安全衛生経費とは



【1】安全衛生経費とは

建設業では、発注者から元請負人、一次、二次下請負人等、その雇用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者）などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害を防止するためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う下請負人だけでなく、それ以外の発注者や元請負人にも安全に対する理解と対策の実施が重要です。

安全衛生経費にどのようなものが含まれるのかを「安全衛生経費ガイドブック作成委員会」において検討した結果、本ガイドブックにおいては安全衛生経費を元請負人及び下請負人の労働災害防止対策等に係る費用としました。また、その細目については『建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表』の解説並びに作成要領検討結果報告書（平成25年3月建設業労働災害防止協会）を参考に以下のようにまとめました。

図表 1-1 「安全衛生経費」の考え方 <安全衛生管理に必要な費用区分>

費用区分		主な内容	細目	
直接 工事費	工事的目的物の施工に直接必要な安全設備 (指定仮設及び参考図等に示されているもの)	足場	・ 枠組足場、単管足場、吊足場等	
		支保工	・ 枠型支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め	・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工	・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
間接 工事費	安全費	作業構台	・ 乗入構台、荷受構台、作業構台	
		準備費	・ 調査費用 ・ 埋設物調査試験他	
		交通管理に要する費用	・ 交通規制に要する費用 ・ ガードマン、規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板	
		安全管理等に要する費用	・ 監視連絡等に要する費用 ・ 安全意識、注意喚起に要する費用 ・ 各種注意看板標識、安全掲示板	
	共通仮設費	仮設費	保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			墜落飛来落下災害防止設備	・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱、建築工事中エレベーター部踊り場ゲート
			作業床に関する設備	・ 各所点検通路（支保工上他）、安全通路、揚重用吊具（ワイヤ、クランプ他）
			公衆災害に要する費用	・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車
			警報設備	・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、建築工事中落下防護（朝顔）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
			避難設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道）
			作業環境	・ 避難誘導灯、発破時の避難所、避難用器具（空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ等）
			昇降設備	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度他）
			火災防止	・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具、熱中症対策設備
			その他	・ 坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁、階段、はしご道
	現場管理費	倉庫費	・ 倉庫、材料保管等に要する費用	・ 重機移動用敷き鉄板 ・ 火薬庫など
		その他		
疾病・衛生対策費 安全訓練研修等に要する費用			・ 健康診断（一般・特殊健診） ・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT	

※費用区分は国土交通省：土木請負工事費積算要領による

※細目は実行予算に計上している費目を計上

出所：建設業労働災害防止協会「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書

－平成25年3月－より（一部改編）

【2】建設現場において誰が労働災害防止対策を行う義務があるのか

安衛法では、建設工事現場において、それぞれの事業者が置かれた立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務付けています。

1. 事業者の責任

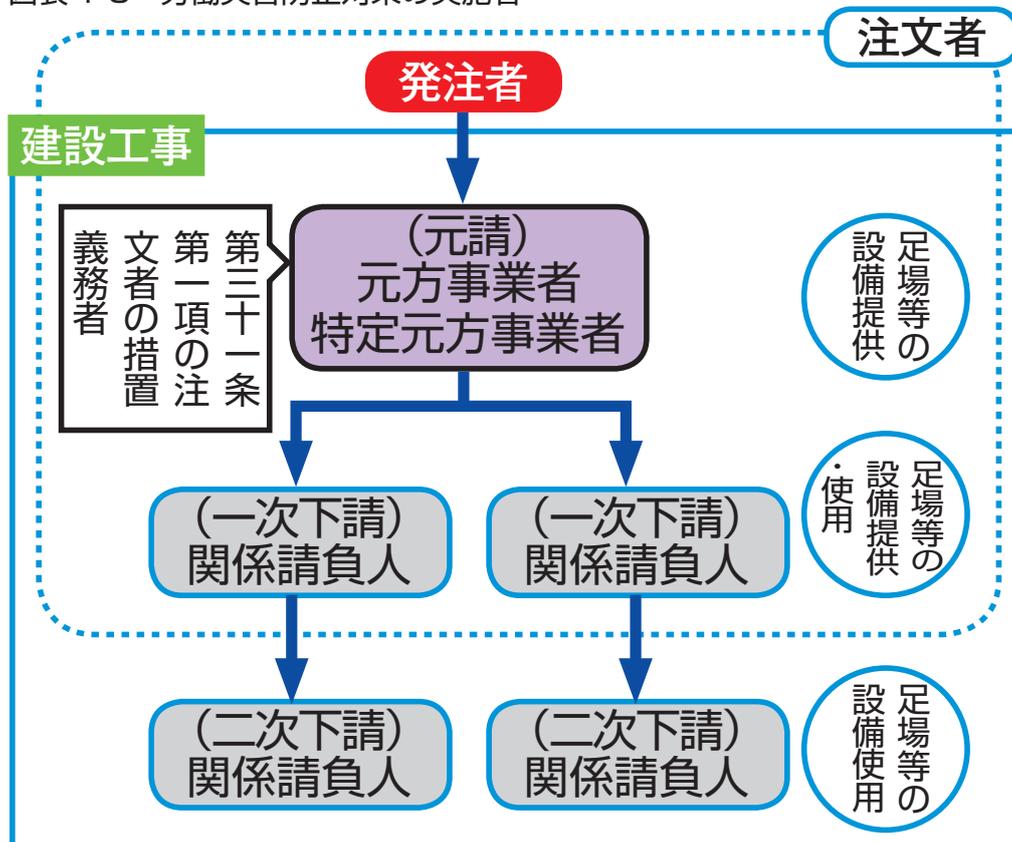
安衛法第3条（事業者等の責務）第1項では、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。」と定めています。

安衛法第2条第3項において事業者とは「事業を行う者で、労働者を使用するもの。」と定義されており、安衛法における主たる義務者である事業者とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指しています。これは従来の労働基準法上の義務主体である「使用者」とは異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、安全衛生上の責任を明確にしたものです。

2. 注文者、元方事業者、特定元方事業者の責任

建設現場の元請負人は労働災害防止に関し、自社の雇用者との関係では事業者としての責務、下請負人との関係では、注文者、元方事業者、特定元方事業者としての責務を負います。また、最下位の下請負人以外は、事業者としての責務に合わせて注文者としての責務も負うこととなります。この関係を図示すると図表 1-3 のようになります。

図表 1-3 労働災害防止対策の実施者



出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成26年10月）』より（一部改編）

[3] 事業者、元方事業者、特定元方事業者、 注文者の講ずべき措置

安衛法では、建設工事現場における労働災害防止のため、それぞれの事業者に雇用される労働者が同一の場所において作業を行う混在作業によって生じる労働災害を防止するために、それぞれの事業者が行う管理とは別に、それぞれの立場に応じ、事業者の講ずべき措置等、元方事業者の講ずべき措置等、特定元方事業者の講ずべき措置、注文者の講ずべき措置を義務付けています。その主な規定は図表 1-4 のとおりです。

図表 1-4 労働安全衛生法のそれぞれの立場における規定

事業者	機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置 (第 20 条)	危険時退避措置 (第 25 条)	定期自主検査 (第 45 条)
	作業方法、場所から生じる危険防止措置 (第 21 条)	救護措置 (第 25 条の 2)	就業制限 (第 61 条)
	健康障害防止措置 (第 22 条)	雇入れ時教育 (第 59 条第 1 項)	作業環境測定 (第 65 条)
	作業場の衛生環境整備 (第 23 条)	特別教育 (第 59 条第 3 項)	一般健康診断 (第 66 条第 1 項)
	作業行動から生じる危険防止措置 (第 24 条)	職長等教育 (第 60 条)	特殊健康診断 (第 66 条第 2 項)
元方事業者	関係請負人、労働者に対する指導・指示 (第 29 条)	危険な場所における危険防止措置 (第 29 条の 2)	危険時退避措置 (第 30 条の 3)
特定元方事業者	協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人に対する教育への指導・援助等の措置 (第 30 条)		
注文者	建設物等を請負人の労働者に使用させる場合の労働災害防止の措置 (第 31 条)	特定作業に従事させる場合の労働災害防止の措置 (第 31 条の 3)	違法な指示の禁止 (第 31 条の 4)

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

元方事業者・特定元方事業者・注文者の講ずべき措置の法的根拠は以下のとおりです。

1. 元方事業者の講ずべき措置

安衛法第 29 条では、元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないとし、当該指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならないと定めています。

また、安衛法第 29 条の 2 では、建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等一定の場所においては技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないと定めています。

さらに、安衛法第 30 条の 3 では、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、労働者の救護に関する措置を講じなければならないと定めています。

2. 特定元方事業者の講ずべき措置

安衛法第 30 条では、特定元方事業者は、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整等の措置を講ずることと定めています。

3. 注文者の講ずべき措置

安衛法第 3 条第 3 項では、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない

ないと定めています。

また、安衛法第31条では、特定事業の仕事を自ら行う注文者は自己が所有し、又は管理する設備等を下請業者の労働者に使用させる場合に一定の設備等に対して労働災害防止上必要な措置を講じなければならないとし、第31条第2項で、当該事業の仕事が数次の請負契約によって行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しないとされています。

安衛法第31条の3では、特定作業においては、それに従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないとし、さらに、安衛法第31条の4では、注文者として関係請負人に仕事をさせたなら、この法律・命令の規定に違反することになる指示をしてはならないと定めています。

【4】誰が負担するのか（安全衛生経費の負担者）

労働災害防止対策の実施者それにとまなう安全衛生経費の負担者は元請負人なのか下請負人なのかの決定は、次の事項を十分考慮して決めなくてはなりません。

1. 安全衛生経費の実施者・負担者に関する留意事項

(1) 元下間における労働災害防止対策の負担者が不明確

元請負人が特定元方事業者として統括的な安全衛生管理の必要から実施する措置あるいは注文者として実施する措置と下請負人が事業者として実施しなければならない措置又は関係請負人として実施しなければならない措置が混同されたり、不明確になるケースがあります。図表 1-5 に元下間において不明確になりやすい労働災害防止対策の例を示します。

図表 1-5 元下間で不明確になりやすい労働災害防止対策の例

資機材関係	教育関係
建設機械関係機材 (クレーン、立入禁止措置材、敷鉄板、玉掛用具等)	現場での講習会等 (新規入場者教育、建設従事者教育等)
墜落・飛来落下防止関係機材 (足場、安全ネット、親綱、親綱支柱等)	元方事業者が主催する安全大会への参加
注文者⇄下請事業者	特定元方事業者⇄下請事業者
装備・資格関係	会合関係
個人用保護具 (保護帽、安全帯、防じんマスク、保護めがね等)	災害防止協議会への参加
技能講習等の資格取得者の配置	職長会の設置・運営
元方事業者⇄下請事業者	特定元方事業者⇄下請事業者

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課「建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成26年10月）」より

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

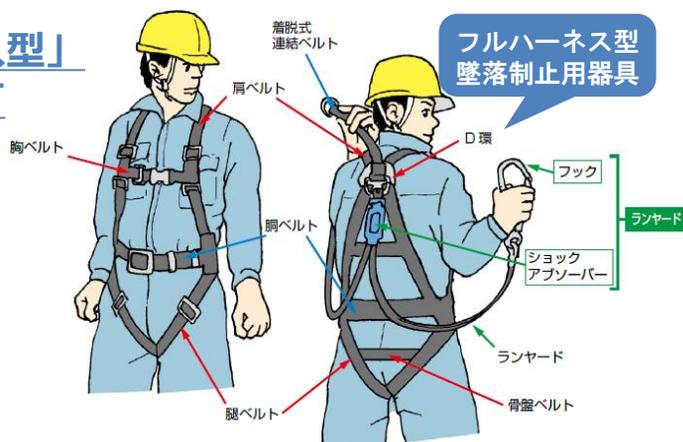
	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×	
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者¹に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★**墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について** → 5ページ参照
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正(予定)					★適用日①(2月1日)												
					★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合の一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときを生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

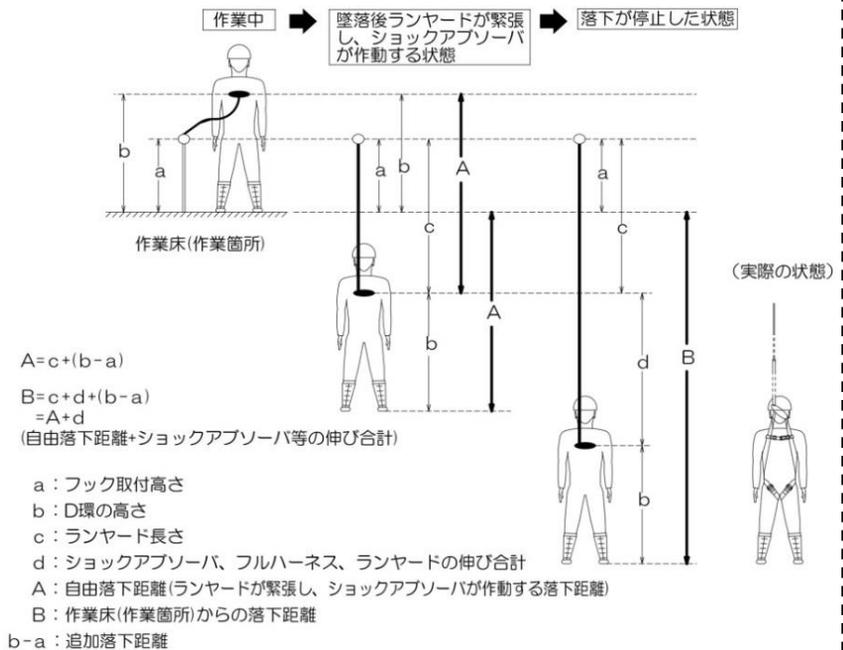
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

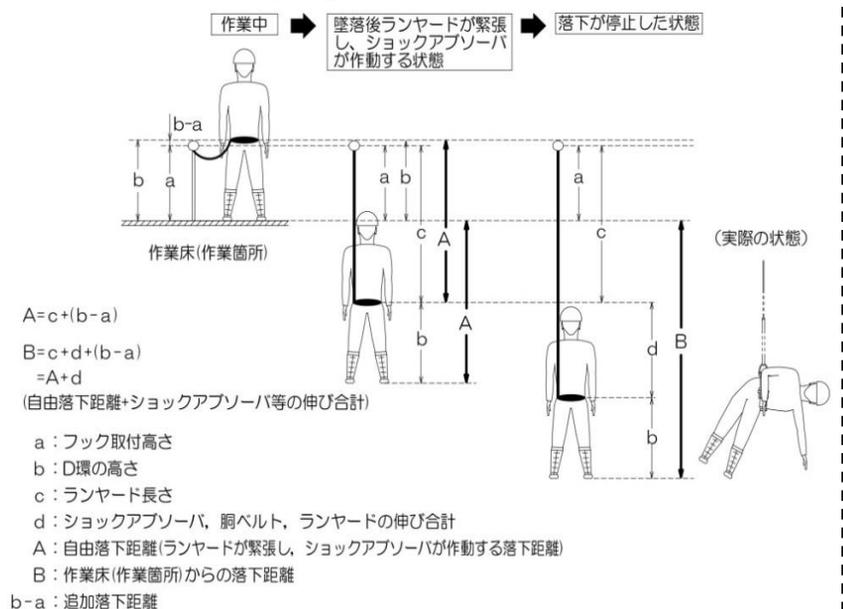
●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

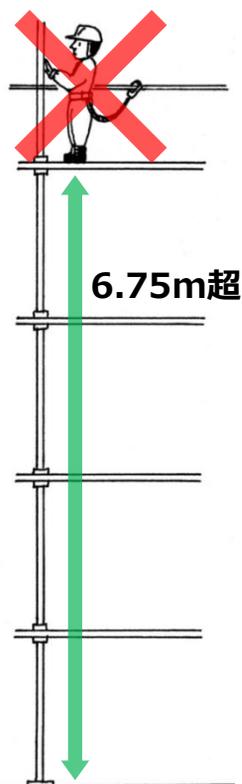
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5m以上**、柱上作業等の場合は**2m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



6.75m超

要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）



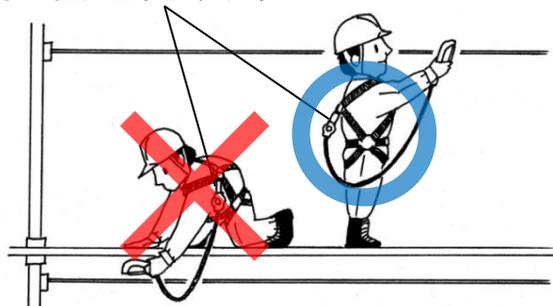
(100kg用が適切な者)

要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。（腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。）

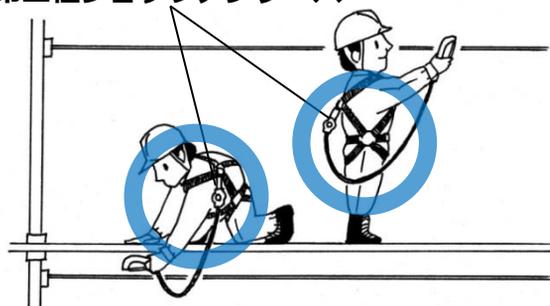
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※¹を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔※¹ ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※²を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔※² ランヤードフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。〕

○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に言い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

足場を設置する際は、 「より安全な措置」等に取り組みましょう



建設業で発生する死亡労働災害のうち、
約45%は、墜落・転落災害によるものです。

▶ 墜落・転落災害を防止するため、下の2点を確実に実施してください。

労働安全衛生規則の徹底

→ P15 参照

「より安全な措置」等の実施

→ P13,14 の (1) (2) (3)

建設業における労働災害の発生状況

図1
死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

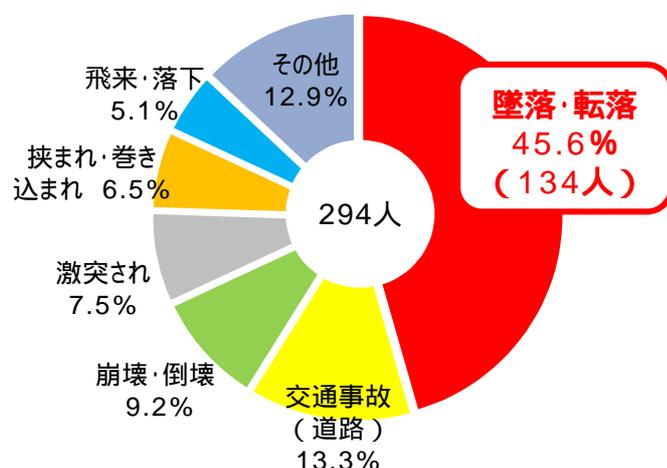
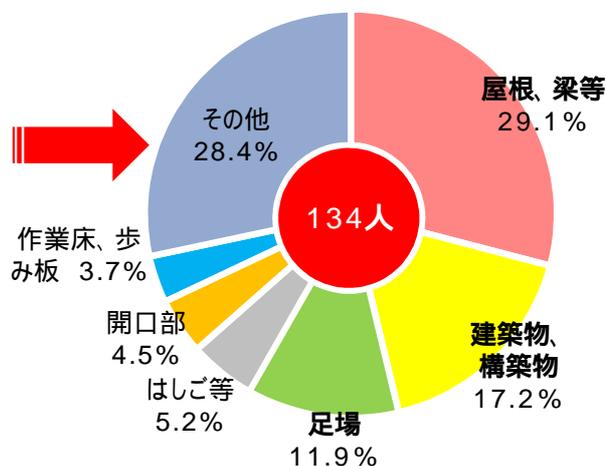


図2
墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として「委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）」を実施しています。

No more! 墜落・転落災害 @建設現場



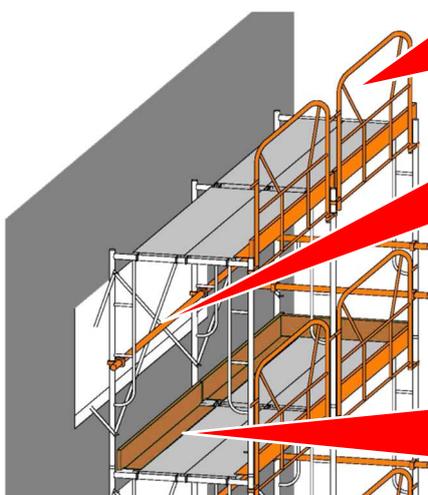
「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則**（ ）の**確実な実施に併せて実施することが望ましい**「より安全な措置」等を示しています。（ ）P15参照

（１）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

わく組足場



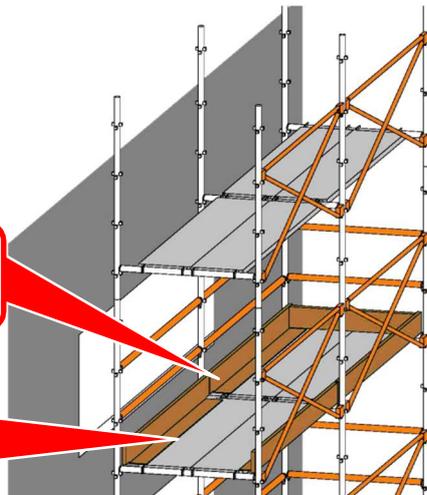
手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置
(図は床付き幅木の例)

その他の足場



（２）「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

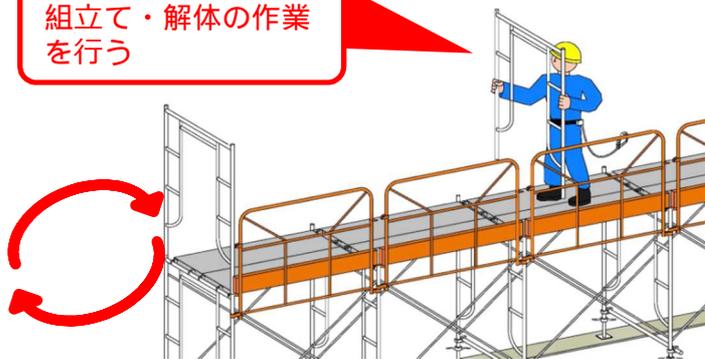
足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

わく組足場

最上層の一層下から手すりを設置

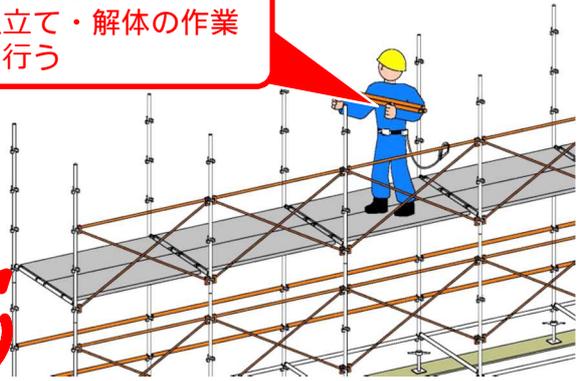
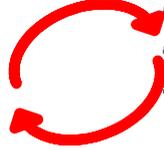
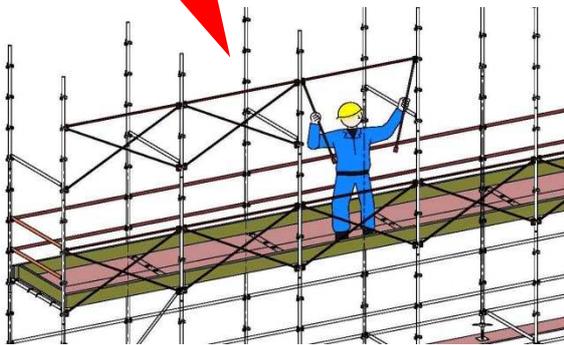
手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



その他の足場

最上層の一層下から
手すりを設置

手すりがある状態で
組立て・解体の作業
を行う



手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

(3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じたチェックリスト等を活用して、安全点検を確実に実施してください。

点検の内容例 一わく組足場用一

点検事項	点検の内容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床付き布枠は建わくに隙間なく設置されているか ⑥.....
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩み状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤.....

足場等の種類別点検チェックリスト() 足場用一(注1)

足場等点検チェックリスト	
工事名()	工期() (注2)
事業者名()	点検者職氏名() (注3)
点検日	年 月 日
点検実施理由(悪天候後、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後)	(その詳細) (注4)
足場等の用途、種類、概要	(注5)

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	是時内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩み状態				
3 繋結材及び繋結金具の損傷及				

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方**を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで客観的で的確なものとしましょう。

足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築の方)など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(別添:「より安全な措置」等について)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

(参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

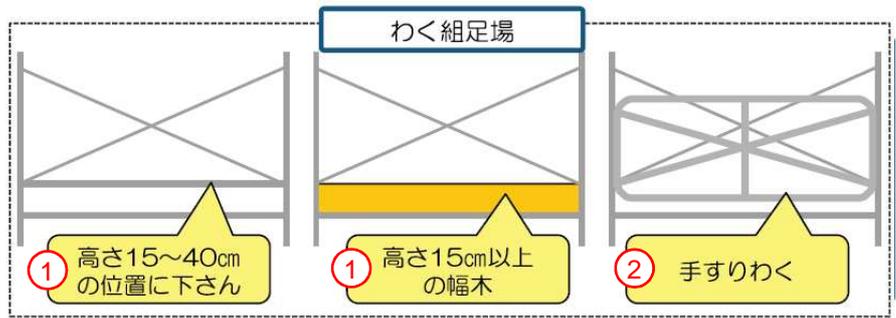
通常作業時における足場の墜落防止措置 (安衛則第563条)

わく組足場

または のいずれかの措置

「交さ筋かい」+「下さん」
または「高さ15cm以上の幅木」
下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、
「手すりわく」

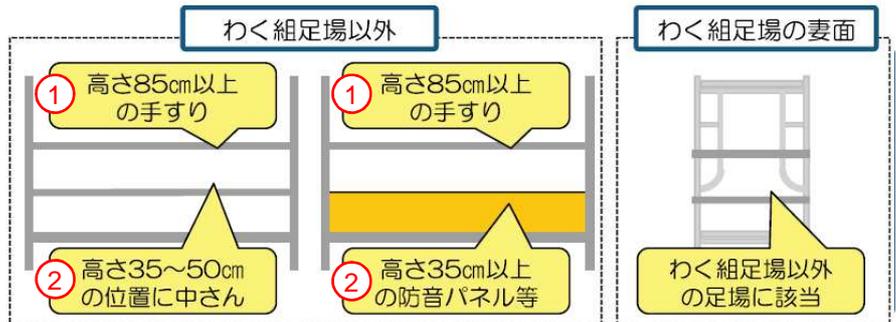


その他の足場

と 両方の措置

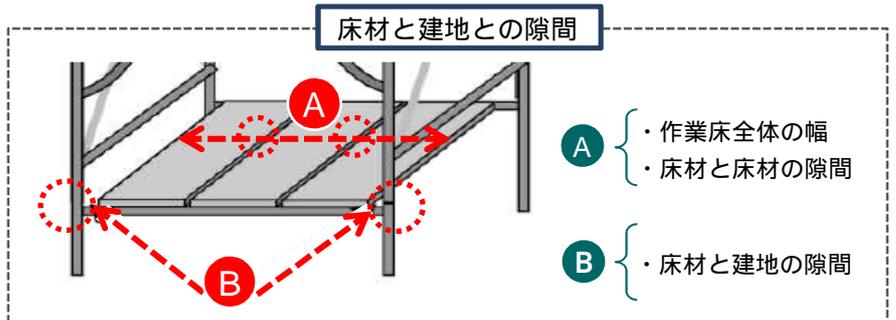
「手すり」
手すりの位置 = 高さ85cm以上

「中さん」
中さんの位置 = 高さ35~50cm



床材と建地との隙間

- A 作業床の幅は 40cm 以上
床材の隙間は 3cm 以下
- B 床材と建地の隙間は
12cm 未満



墜落防止対策を進めるためのアドバイスをします

～ 「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」 について～

厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として、委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」を実施しています (平成29年度は全国仮設安全事業協同組合に委託)。本事業では、主に以下の取組を行っています。

「より安全な措置」等に関する調査・診断

「より安全な措置」等の墜落防止対策に関する相談や助言、作業計画・改善計画の作成支援を行う

「より安全な措置」等に関する説明会

全国47都道府県で、労働安全衛生規則や「より安全な措置」等に関する理解を深める説明会を実施する

お問い合わせは、全国仮設安全事業協同組合 (本部・支部) まで

ホームページ: <http://www.kasetsuanzen.or.jp>

メールアドレス: info@kasetsuanzen.or.jp

(注) 平成29年度の説明会は終了しています。

また、平成30年度の事業実施者、事業内容等については、決まり次第のご案内となります。

(H29.12)

建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう

平成29年2月に「建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」が定められました。

東京労働局が実施したアンケートによると、労働災害の発生割合の低い建設業店社では、職長等に対する再教育を実施している割合が高いことがわかっています。

現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

教育カリキュラム及び対象者

教育カリキュラム

科目	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
グループ演習	130分

対象者

- ・ 職長等の職務に従事することとなった後、概ね5年経過後
- ・ 機械設備等に大幅な変更があったとき

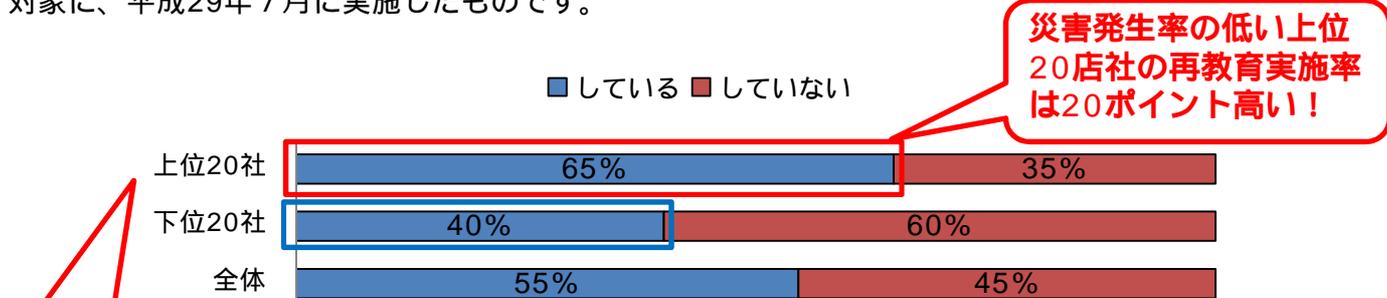
講習時間

5時間40分

平成29年2月20日付け
基発第0220第4号

建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート結果（抄）

アンケートは、第12次東京労働局労働災害防止計画の建設業の取組事項についての進捗状況、建設業店社における安全衛生活動の実施状況について、東京都内に店社等を置く建設業100社を対象に、平成29年7月に実施したものです。



災害発生率の低い上位20店社の再教育実施率は20ポイント高い！

第12次防計画期間中の店社ごとの度数率の低い20社（上位）と高い20社（下位）を比較したもの

職長等に対する定期的な再教育の実施状況



東京労働局
労働基準監督署

現場特有のリスクに応じた実効性のある 「新規入場者教育」を実施しましょう

建設業における労働災害が急増しています。

平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。

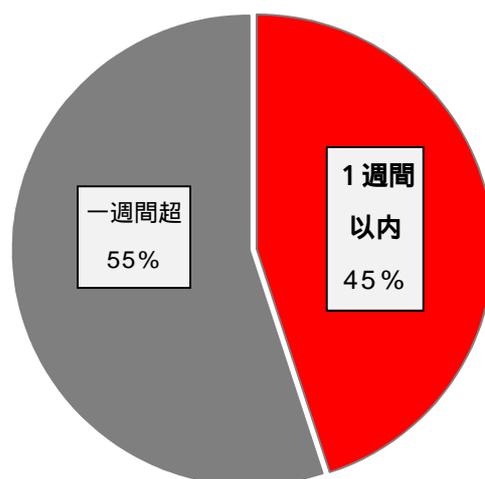
現場特有のリスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

労働災害の発生状況

建設業における月別死亡災害発生状況



現場入場経過日数別・死亡災害発生状況



建設業における月死傷災害発生状況 (休業4日以上)



新規入場者教育の具体的な教育項目の例

- ・ 工事概要及び作業方針
- ・ 現場ルールについて
 - 「危険予知活動」
 - 「ヒヤリハット運動」
 - 「一声かけあい運動」など
- ・ 現場特有のリスクについて
 - 「高所作業箇所」
 - 「進入禁止箇所」 など
- ・ 基本的な安全意識について
 - 「近道・省略行動」の禁止
 - 「危険感受性の向上」 など

教育項目は一例です。
現場ごとに教育内容を工夫して実施して下さい！

リスクアセスメントを実施しましょう

平成28年6月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、化学物質（労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質等）について、以下の3点が義務づけられています

事業場における 【 リスクアセスメントの実施 】
譲渡・提供時の 【 安全データシート (SDS) の提供 】
譲渡・提供時の 【 容器等へのラベル表示 】

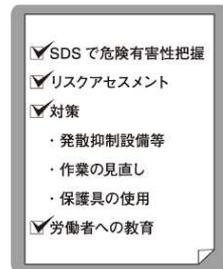


化学物質を取り扱う事業場では…

ラベルで
アクション

運動実施中

作業前に絵表示を確認！



製品が来る

ラベルを見る

今すぐ安全対策

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHSラベル)があります。



容器等のラベルに危険有害性を示すGHS絵表示のついている製品については、メーカー等から提供される安全データシート(SDS)を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。

SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務についてリスクアセスメントを実施しましょう。

化学物質の危険有害性の情報が適切に伝達され、事業者がその取り扱い状況に応じて適切に管理できるようにすることが重要です。

一酸化炭素中毒災害の防止について

青梅労働基準監督署

一酸化炭素中毒(以下「CO中毒」という。)による休業4日以上死傷者数は、全国では、平成26年に20件(35人)発生しており、発生原因等を見ると、内燃機関を有する機械等を使用する作業場における換気不十分を原因とするものが全体の8割以上を占めており、内、建設業が全業種の半数を占めています。

建設業における一酸化炭素中毒の内訳は、室内等における発電機等の内燃機関の使用によるものやコンクリート養生のための練炭の使用によるものが多くなっています。

東京労働局管内においても、平成26年に3件の災害が発生しており、内2件は建設業によるものとなっております。

建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン(抜粋)

作業責任者の選任と職務

- ・作業手順書の作成
- ・立ち入りを禁止表示
- ・呼吸用保護具の適正使用の確認

元方事業者による管理

- ・作業手順書を提出させる
- ・労働衛生担当者の氏名の確認
- ・作業責任者の氏名と現場巡視計画の確認
- ・CO中毒に係る労働衛生教育受講の有無
- ・作業工程ごとの作業開始及び終了予定日時
- ・作業場所の巡視
- ・関係請負人との連絡調整
- ・CO中毒危険箇所への立ち入り禁止措置

内燃機関・練炭等の使用の際の作業管理

(自然換気不十分な場合)

- ・作業開始前の点検(保護具の数・警報装置等)
- ・作業中(保護具の着用・継続的CO濃度測定)
- ・作業終了後(保護具の清掃・洗浄など)
- ・異常時の措置(退避・原因調査・再測定など)

作業環境管理

- ・COガス濃度計で測定
- ・換気は時間的に均一に(1時間当たり作業場所容積の20倍以上の割合で入れ替える)等

警報装置

- ・使用前の作動確認
- ・作業場所毎の設置等

呼吸用保護具

- ・有効な保護具の選択と使用

健康管理

- ・雇入れ時、定期健康診断
- ・健診後の事後措置

労働衛生教育

- ・雇入れ時の教育
- ・日常の教育
- ・緊急時の訓練

作業手順書の記載事項

- ・作業手順書の作成者
- ・作業を行う日時
- ・作業の内容
- ・作業場所
- ・労働者の数
- ・使用するCO発生機材等
- ・換気の方法と使用する換気設備
- ・使用する呼吸用保護具
- ・CO濃度、酸素濃度測定機材の種類、測定方法、測定時期
- ・COのガス検知警報装置の種類
- ・練炭使用の場合、その保管方法
- ・内燃機関使用の場合、その保守点検状況
- ・作業の手順
- ・緊急時の対応

建設事業を営む

事業者の
皆さまへ

**形式的には一人親方でも、
実態として労働者である場合は、
労働者として労災保険の適用
を行う必要があります。**



一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。

したがって事業者が、**労災保険の加入手続きを行う必要があります。**

（※）労働者かどうかの判断についてご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

→ 詳しくは裏面の具体例をご覧ください。

～ 適切な労災保険の適用にご協力ください～

労災保険は、労働者の保護を図るための制度であり、適切な保険の加入が必要です。形式上は「請負」や「委任」の契約形態となっても、

実態として労働者と同様の働き方をする場合には、

一人親方とは扱われません。

その場合には、**個人で労災保険の特別加入をするのではなく、
直接発注を受けた事業者が使用する労働者として、
事業主が労災保険の加入手続きを行う必要**があります。



**適切に労災保険料が納付されていない場合には、事業主に、
追徴金や給付された費用の徴収を行う可能性があります！**

労災保険のご相談は…

お近くの労働局・労働基準監督署へ

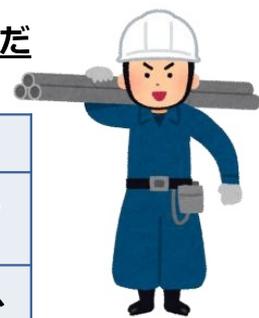
※ 4 ページに、お問い合わせ先の詳細がありますので、ご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一人親方の労働者性が認められる具体例…

大工募集の広告を見て面接を受け、**大工としてA社と「請負契約」を結んだXさん**の働き方は以下のようなものでした。



①	A社との請負期間中に 他社の仕事をしたことはありません でした。
②	A社の現場では大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など 他の仕事にも従事 していました。
③	勤務時間の指定はありませんでしたが、 朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束 され、それ以降の作業には 手当が支給 されました。
④	現場監督からの報告・指示によって、A社から 指揮監督を受けて いました。
⑤	大工道具はXさん自身の所有物でしたが、 必要な資材等の調達 はA社が負担していました。



このケースでは、XさんとA社の間には実質的な使用従属関係があったと認められ、**XさんとA社間の契約は「労働契約」であると認定**されました。**この場合、Xさんは労働者として、A社の労災保険の適用を受けることとなります。**



適切に労災保険に加入していないと…

事業主への保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡（さかのぼ）って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

給付された費用の徴収

事業主が「**故意**」または「**重大な過失**」により労災保険の加入手続きを行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から**3年以内**に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。

*療養補償給付および介護補償給付は除きます。

労災保険の加入手続きを行わない期間中に、業務災害や通勤災害が発生した場合

1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、労災保険の加入手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**故意**」に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収します。

2：1には該当しないものの、労災保険の適用事業となった時^{*}から1年を経過してなお手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**重大な過失**」により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収します。

※ 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。

労災保険で受けられる主な給付一覧

療養（補償）給付

無料で治療が受けられます。



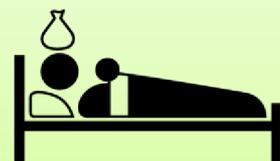
遺族（補償）給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金または一時金をお支払いします。



休業（補償）給付

仕事に行けない日は給料の約8割をお支払いします。



「労災保険」は
仕事上や通勤によるケガや病気に対して、必要な保険給付を行う制度です。

介護を受けている場合、その費用をお支払いします。



介護（補償）給付

障害が残った場合、年金または一時金をお支払いします。



障害（補償）給付

建設工事に従事する一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」してありますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、**労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われな**いため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。



万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

労災保険料の求め方

年間保険料 = 給付基礎日額 × 365 × 保険料率※

※ 一人親方等（建設事業）であれば 19/1000

- ・ **給付基礎日額**は、保険料の算定に使用されるとともに、休業(補償)給付などの日額単価となります。
- ・ **給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。**

(例) 給付基礎日額 1万円の場 合の保険料と保険給付内容

【年間保険料】

10,000円 × 365日 × 19/1000 = **69,350円**

【保険給付内容】 ※治療と休業のみ必要な場合

- ・ ①療養(補償)給付については、**給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料**で受けられます。
- ・ ②休業(補償)給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。
10,000円 × (0.6+0.2) × (20-3) 日 = 13万6千円

労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに、対応する特別支給金が支給されます。

① 療養(補償)給付

無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。



② 休業(補償)給付

治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の約8割を支給します。



③ 障害(補償)給付

障害が残った場合、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。



④ 遺族(補償)給付

亡なられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。



⑤ 介護(補償)給付

介護を受けている場合、その費用を支給します。



⑥ 葬祭料・葬祭給付

亡なられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。



労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請を行う必要があります。

まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり 一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→ → →

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)

QRコード



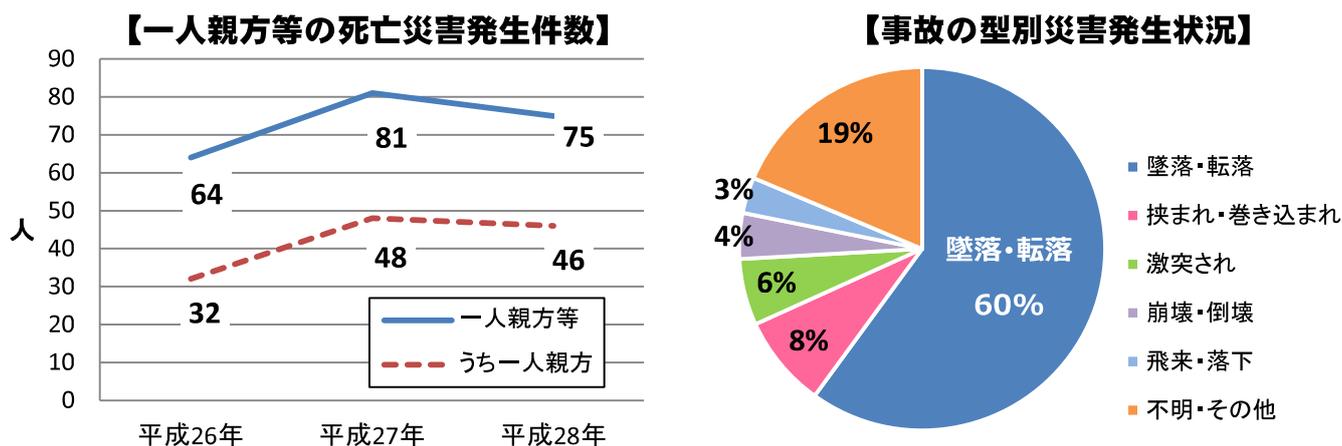
災害発生状況と高所作業時の安全確保

発生状況

厚生労働省では、平成26年から、一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して、公表しています。一人親方等については、毎年、80人前後の方が亡くなっており、事故の型別では墜落・転落災害が6割となっています。

※「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、修理等の事業を行うことを常態とする方で、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者などを含みます。

一人親方等の死亡災害発生件数と事故の型別災害発生状況（平成26年～28年）



安全確保

高さ2 m以上の高所作業では、足場等の設置により、作業床を設けて作業を行うことが原則です。足場には様々な種類がありますが、注文者の理解・協力を得て、本足場のようなできるだけ安全性の高い足場を設置し、使用してください。また開口部等のない足場上の作業であっても、できるだけ安全帯を使用するようにしてください。**安全帯は、皆様の命を守る最後の砦です。**

- ❗ 安全帯は着用だけでなく使用しなければ意味はありません！
- ❗ 作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう！

②手すり・中さん等の設置

- ・中さんは35cm～50cmの高さとしましょう。
- ・中さんの代わりにX字型の2本の斜材も使用できます。



①作業床の設置

- ・作業床の幅は40cm以上としましょう。
- ・床材と建地（支柱）の間隙は12cm未満としましょう。



安全確保



③安全帯の使用

- ・一時的に開口部等が生じる場合には必ず安全帯を使用しましょう。

建災防統一安全標識の外国語表記のお知らせ

建設業労働災害防止協会により出されている建災防統一安全標識の、中国語、ベトナム語、タガログ語、表記の一例をお知らせします。安全標識に添付等をして現場等でお役立てください。

	日本語	中国語	ベトナム語	タガログ語
1	頭上注意	当心头顶	CHÚ Ý TRÊN ĐẦU	Ingatan ang ulo!
2	足もと注意	注意脚下	CHÚ Ý DƯỚI CHÂN	Ingatan ang hakbang!
3	開口部注意	当心开口处	CHÚ Ý HỒ SÂU	Mag-ingat sa bukas na gilid at butas na lugar!
4	感電注意	当心触电	CHÚ Ý ĐIỆN GIẬT	Mag-ingat! Electric hazard!
5	安全帯使用	系好安全带	SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN	Isuot ang pang-kaligtasang gadgets
6	保護帽着用	戴好安全帽	ĐỘI MŨ BẢO HIỂM	Isuot ang helmet para sa proteksyon
7	立入禁止	禁止入内	CẤM VÀO	Bawal pumasok!
8	整理整頓	整理整顿	VỆ SINH SẠCH SẼ	Panatilihing maayos
9	積載荷重	载荷	TẢI TRỌNG CHO PHÉP	Limitado ang timbang
1 0	消火器	灭火器	BÌNH CHỮA CHÁY	Fire extinguisher
1 1	喫煙所	吸烟区	NƠI HÚT THUỐC	Smoking area
1 2	禁煙	禁止吸烟	CẤM HÚT THUỐC	Bawal manigarilyo
1 3	火気厳禁	严禁烟火	CẤM LỬA	Mahigpit na ipinagbabawal ang apoy!
1 4	墜落注意	当心坠落	CHÚ Ý RƠI NGÃ	Mag-ingat! Fall hazard
1 5	担架	担架	CÁNG KHIÊNG	Stretcher
1 6	分別励行	厉行垃圾分类	PHÂN LOẠI RÁC	Paghiwa-hiwalayin
1 7	駐車禁止	禁止停车	CẤM ĐỖ XE	Bawal pumarada
1 8	酸欠注意	当心缺氧	CHÚ Ý THIẾU OXY	Mag-ingat! Kulang sa oxygen
1 9	安全通路	安全通道	LỐI ĐI AN TOÀN	Ligtas na daanan
2 0	昇降階段	上下楼梯	CẦU THANG BỘ	Hagdanan
2 1	休憩所	休息区	KHU VỰC NGHỈ NGƠI	Pahingahan



東京都最低賃金改正

* 平成29年10月1日から **時間額985円** に改正されます。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

* お問い合わせ先

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614(直通))



東京労働局

青梅労働基準監督署



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare